

資料

日本帝国刑法典草案(1)

(Projet de Code Pénal pour l'Empire du Japon)

中村義孝(訳)*

目次

1. 解題
2. 刑法典改正草案の序
3. 日本帝国刑法典草案目次
4. 日本帝国刑法典草案 (全479条のうち326条まで本号, 327条以下次号)
5. 刑法典草案と旧刑法の編別構成比較

1. 解題

以下に訳出した原本は、その表題によれば、明治10年(1877年)8月に司法卿(Ministre de la Justice)から元老院(Sénat)に提出された「日本帝国刑法草案」(Projet de Code Pénal pour l'Empire du Japon)の仏文(4編479条)である。この仏文の草案には、起草者の名前もなく、また献辞もない。原本は、明治12年(1879年)8月に Imprimerie Kokoubounsya, Tokio から出版されている。これは、下の旧刑法の編纂過程で概観するように、少なくとも形式的にはポアソナードに命じて作成させた旧刑法の草案ではない。しかし実質的にみれば、フランス刑法が下敷きになっているし、司法省編纂の草案の原案(ポアソナードが作成)になっているものであり、旧刑法の草案であると言うことができよう。これをもとに制定された旧刑法(4編430条)は、明治15年1月1日から施行された。

旧刑法制定前の段階では、明治3年12月上諭の新律綱領および明治6年5月上諭の改定律例が施行されていて、その二つが明治15年に旧刑法が施行されるまで効力をもっていた。しかし、新律綱領も改定律例も近代的な内容の刑法ではなかった。

明治政府にとっての喫緊の課題は、江戸時代の末期にアメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランスの5カ国との間に締結された不平等条約を改正して、領事

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

裁判権を撤廃することであった。その課題を成し遂げるためには、西洋なみの近代的な法制、なかでも刑法と刑事訴訟法を整備することが必要であった。フランス人ボアソナードが日本に招聘されて日本の法律の草案(特に旧刑法, 旧旧刑事訴訟法=治罪法)を起草した経緯については、既に「ボアソナード刑事訴訟法典草案」¹⁾で概観したので、ここでは省略する。

日本で最初の西洋流の近代刑法である旧刑法は、明治13年7月7日に太政官布告第36号として公布され、明治15年1月1日から施行された。その編纂過程を大まかにみれば、次のとおりである²⁾。

明治8年9月に司法省に刑法草案取調掛が設置され、刑法の編纂が始まる。先ず、総則部分が編纂されて、「日本帝国刑法初案」(第編82条)として明治9年4月に司法省から正院に上呈された。それはさらに「改正刑法名例案」として元老院に送られたが、不完全であるという理由で審議を経ずに返された。そこで、司法省では明治9年5月、新たにボワソナード起草の草案を原案として編纂作業を開始した。この作業は明治10年11月に終了し、編纂委員から司法卿大木喬任に「日本刑法草案」(編478条)として提出され³⁾、さらに司法省から太政官に上呈された。太政官では、明治10年12月に、刑法草案審査局を設置して、そこで司法省草案の審査作業が開始された。審査局の審査は、明治12年6月に終了し、「刑法審査修正案」(編430条)として太政大臣に上申された。翌明治13年3月「刑法審査修正案」は元老院に送られ、同年4月16日に審議を終了し、翌日これを上奏した。「元老院修正案」は内閣で承認され、明治13年7月17日太政官布告第36号刑法(4編430条)として公布され、15年1月1日から施行された。

西洋流の近代的な内容をもっていた旧刑法の最も大きな特徴は、明治の初めに制定された新律綱領や改定律例と異なり、近代刑事法の大原則である罪刑法定主義を日本で初めて定めたことである(第2条, 第3条)。

新律綱領には、断罪無正條という表題で「凡律例ニ該載シ盡サ、ル事理若シクハ罪ヲ断スルニ正條ナキ者ハ他律ヲ援引比附シテ加フ可キハ加ヘ減スヘキハ減シ罪名ヲ定擬シテ上司ニ申シ義定ツテ奏聞ス……」と定められていて、法律に定めがなくても別の規定を援用して適用し刑を加減して罪名を決定するという規定があった。改定律例にも似た規定がおかれていた(99条)。さらに新律綱領には不應為という表題で「凡律例ニ正條ナシト雖モ情理ニ於テ為スヲ得應カラサル事ヲ為ス者ハ笞三十事理重キ者ハ杖七十」とされており、法律に定めがなくても情理において行っはならないことを行った者には刑罰が科せられていた。このように法律にその行為を処罰すべき明文の規定がなくても場合によれば処罰されるという状況の下では、

いくら明治政府が不平等条約を改正しようと努力しても、外国の方で承知する筈はないのである。少なくとも罪刑法定主義を明文で規定している近代的な内容の刑法をもっている西洋の国々からすれば、これが定められていなければ、自国民が日本で犯した犯罪についての裁判は、日本の法律にもとづいて日本の裁判所に委ねることは不可能であると考えられても当然であつたろう。

旧刑法の今一つの特徴は、当時のフランス刑法をもとにしたものであつた点である。その典型は、犯罪を重罪、軽罪、違警罪に三分することから始まっている。ナポレオ刑法典は1810年2月の公布されていて、その後多くの部分改正を経ながらも1994年まで効力をもっていた⁴⁾。従つて、この仏文草案が参照条文として指示しているフランスの刑法は当時のナポレオン刑法典である(もっとも、刑法草案には参照条文の指示はなく、刑法改正草案が指示しているものを本稿で利用している)。

旧刑法が施行された直後から、その改正が問題となつてきたようである。そのことは、ポアソナード自身が刑法改正草案の序(本稿263頁参照)で記している。そしてポアソナードが刑法改正草案を作成し、日本帝国刑法典改正草案(Projet révisé de Code Pénal pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire par Mr. Gve. Boissonade)として、明治19年(1886年)Kokoubounsyu, Tokioから出版されている⁵⁾。この書物には最初に、1886年3月21日付けで、ポアソナードの名前による、司法大臣山田顕義閣下および元老院議長、前司法卿大木任喬閣下に宛てた献辞が付けられている。

刑法改正草案の内容は、基本的に旧草案の内容と大きく変わらないが、量的には大分増えている。本稿で扱った旧草案には、条文の見出しもないし、条文ごとに付けられた旧刑法やフランス刑法の参照条文の指摘もなく、また解説もない。改正草案には、多くの注(=解説)が付けてあり、全部で1012項に及ぶが、本稿では省略している。

改正草案は、全部で576カ条からなっている。条文の最終番号は492であるが、旧草案に追加された条文には枝番が付けられているので、そういった違いが生じる。全く新しい条文または旧草案を分離したものは、84カ条ある。

改正草案で新しく追加された章および節は以下のとおりである。

第 編総則の中の第 章の2「同一の個人によって犯された数罪の競合について」(112条の2から116条の2)、第 編第 章の第6節の2「犯罪者の結社について」(1条から4条)、第 編第 章第3節の2「決闘について」(1条から12条)である。

また、第 編の違警罪についての規定は、草案では章、節に分けられていないが、

改正草案では共通規定と2章に分けられ、さらに 章は7節に、 章は2節および補足規定に分けられている。

しかし、改正草案は旧刑法施行後に起草され、結局は日の目を見ることはなかった。旧刑法は明治15年1月1日から明治41年10月1日の現行刑法の施行まで効力を有していた。

本稿では草案の条文を中心にしている。改正草案については、右寄せにして(短いものは、本文中で)ポイントを落としさらに括弧[]で括って条文ごとの末尾に注(*)を入れてある。特に改正草案の条文を示していないものは、草案と改正草案の条文が同じであることを意味している。なお、各条文の末尾に で括って示してある数字の最初のもは旧刑法の条文番号であり、f.の後にある数字はフランスの刑法典その他の法律の条文番号である。

- 1) 中村義孝訳:「ボアソナード刑事訴訟法典草案」(『立命館法学』324号190頁以下)参照。
- 2) 新井 勉:「旧刑法の編纂」(一)、(二)(『法学論叢』98巻1号54頁以下、4号98頁以下)参照。ここでは、ごくかいつまんで、編纂過程をみた。詳しくは、新井論文参照のこと。
大久保泰甫:『日本近代法の父 ボアソナード』(岩波新書)112頁以下参照。
- 3) 最初に指摘したように、「日本帝国刑法草案」(Projet de Code Pénal pour l'Empire du Japon)の仏文(479条)は、明治10年(1877年)8月に司法卿から元老院に提出されている。しかし、編纂過程で見たように、日本刑法草案の編纂作業は明治10年11月に終了し、編纂委員から司法卿大木喬任に「日本刑法草案」(編478条)として提出されている。ということは、「草案」が正式に司法卿に提出される3カ月も前に、どういつか司法卿から元老院に送られていたことによる。
この点については、注2)の新井論文でも指摘されている(一、64頁本文および66頁注25)。
- 4) 中村義孝編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』(法律文化社)141頁以下参照。
- 5) 日本帝国刑法改正草案(仏文)の翻訳は、ボアソナード氏『刑法草案註釈』(司法省)として森順正、小山田銚太郎、中村純九郎の訳により、1886年に出版されていたものが、1988年に宗文館書店から復刻出版されている。

2. 刑法典改正草案の序¹⁾

刑法典旧草案の註釈に取りかかりあるいはむしろ再開するように、3年以上も前に、私が、司法卿に頼まれたとき、日本の政府は、明治15年(1882年)以来施行されている刑法典の改正を期していた^(a)。

(a) 私が、註釈を再開したのは、公式の条文の公布前に、既に373条まで進めていたからであり、さらに、その日本語訳も10冊にのぼっていたからである。しかし、公布がなされた

とき、私は、それまで人々が考慮に入れていなかった作業を中止した。その作業は、もはや新しい法律に適用できないものであった。それについての多くの批判が現れ、それ以後は、少なくとも現在は、役に立たなかったからである。

私はこの最初の註釈をかなり手直したけれど、公式の法律に先行することを指摘する若干の条文を、不注意で、放置していた。特に、註釈28(第3条 法律の不遡及)に關して、犯罪時と判決時において、性質の異なる二つの刑の場合 = * 註注)と40(第10条 陸海軍軍人に対する刑法典の適用)に關して、普通刑法と軍事刑法の組み合わせ = * 註注))である。

立法委員会^(b)による司法省草案になされた多くの修正や廃止は常に適切なものではなかったことが認められていた。その時以来、改正の必要を悟る機会が一度ならずあって、その時期を延期することはもはや不可能であった^(c)。

(b) 権力の分立はまだ日本には確立しておらず、また国会も創設されていないが(国会の創設は1890年 = 明治23年であった)、立法委員会という表現を用いた。司法省の草案を起草した立法委員会は、実際は、諮問的な特徴しかもっていなかった。しかし、その提案を政府が承認し、それを法律として公布したのである。

(c) この作業を始めるにあたり、私はこの改正を少なからず期待している(註釈参照)。その作業を終えるに際して、改正が間近であるところに疑いを抱いていない。

かなりの量になった追加の増大を恐れていなかったのは、公式の改正の見込みを目指していたからである。また多くの訂正をするのにも躊躇いはなかった。しかし、たしかに、まだ完全にはできていない。というのは、日本の諺によれば、書物の誤りは秋の木の葉のようなものである。その掃除は絶対に終わらないから^(d)。

(d) 第 編以下に草案の条文の対比をなすことを断念すべきであったことを、25頁の注で訂正として言うことを失念していた。実際、後の条文の参照はしばしば不正確であることは明らかであり、従って手直しが必要である。

最も多く活用した外国の法典について、指示しておこう。われわれにとって非常に役立ったのは、フランスの法典である。次いでイタリアの法典草案であり、この書物の中でもしばしば引用している。それから、ベルギーとドイツの法典である。しかし、このドイツの法典に加えられた若干の改正については知らないが、引用には影響がない。利用できなかったことを残念に思っている法典は、オランダの新しい法典である。ごく最近まで、そのフランス語訳があることを知らなかった。

私は、旧草案の中で立法委員会が殆ど削除してしまったことを再び取り入れるのを躊躇しなかった。私は、また最初の委員会にかけたが、委員会が政府に提示することを認めなかった多くの規定を回復した^(e)。

(e) 司法省委員会の草案がフランス語で印刷されたとき(1879年 = 明治12年)、委員会の少

数によって提案された条文に言及するとともに、そのうちのいくつかの規定をそこに挿入することができた。それらは、改正草案の中(第 編第 章の2, 第 編第 章の2および第 章6節の2)に再掲されている。

決闘に関する章を設けたが(第 編第 章3節の2),それは第2読会で却下されて、印刷にも付されなかった。

しかし改正草案は、単に旧草案への復帰ではない。基本としてはそれを維持し、条文番号も同じであるが、容易に認められるように全く新しい規定も多く含まれている^(f)。

(f) 旧規定に付加されたときは、新たな条項は括弧[]の中に入れてある。全く新たな規定は、何条の2, 何条の3, 何条の4とし、できるだけ旧条文番号の順序を尊重している。しかし、例えば通貨偽造, 密かな窃盗, 他人の財産の損壊および破壊のような節全体の再編もいくつかある。その場合は、注に示してある。旧草案に欠けていた節や章全体を刷新したり挿入ときは、節(または章)の2とし、条文番号を改めている(1条, 2条)。

かくして、101カ条の新しい条文が付加されている。492条の下にある注は、実際84しか示していないが、この数は473条の2までに数えられたものであり、そこからは第 編の再編, すなわち違警罪についてであって、13カ条の新しい条文がおかれている。従って、改正草案は実際には580条である。もともとあった479条とは異なり、公式の法典では430条に減らされている。

公式に審査の対象でなければならなかった草案については、私は、註釈において、犯罪の基本的な構成要素や刑罰の性質および程度に関して基本となる規定を採用させた動機を説明するだけでなく、また計画の動機と一貫した方法の説明をしなければならなかった。

一定の条文が無用に長いと非難されることがあろうが、それは草案と公式の条文とを較べたときに先ず感じる違いである。公式の条文は、逆に、極端に簡潔である。確かに、条文の数を増やして、草案の長い規定を短くすることは容易であつたらう。しかし、私は、できる限り、それぞれの規則と例外や妥協を離さないことの方を選んだ。特に、同一の規定の中に、それぞれの犯罪の多くの構成要素を一緒に定めなければならなかったからである。

基本に関する規定が無駄であると主張したり、形式に関する表現を減らすことができると主張する非難に対して、私は非常に敏感である。私は、この二つの危険を避けるよう常に心がけていた。しかし、一定の特殊な場合には、基本原則を法律上適用することを示すのが有益であると思われたので、その場合は注意して、それを強化した。形式についても、同時に簡明であることは困難であるが、最も明瞭なことが常に最高であると信じている。

逆に、法律を簡明にするために多くの詳細な規定を犠牲にしたことは、むしろ自分の責任である。しかし、民事においては、正義を発見するために、区別、条件、細目をつきつめることができるけれども、刑事においては、行為の社会的害悪と首謀者の精神的な害悪のあらゆる違いを考慮に入れることは不可能である。裁判官にその注意を払うよう委ねており、事実の情況により刑の減輕という方法で宣告すべき刑の範囲、時には刑の本質および等級を定める事由を裁判官に残している。

すべての文明国家においては、その存在自体にとって必要な自然法により、社会が刑罰権をもっていると考えられるべき二重の基礎とみなされることは、今既に指摘したばかりである。絶対的な正義に関しても、社会的有用性に関しても、いずれか一方だけに偏して刑罰権を基礎づけるのではなく、両者の考えを合わせて刑罰権を基礎づける折衷説を選択する理由を、既に、註釈9以下、8頁で説明した。今この時、私は、既に、古い確信の味方であるが、今日ではもっと確信的であるかもしれない。同じ頁に示してある。それは、私が当時はまだ、一貫した適用に耐えられるこの説に従うことができなかつたからである。今日では、十分に耐えられ、この説の正当性は、私から見れば、もはや疑う余地はない。私は、あらゆる重大な場合には、犯罪の社会的な害悪と精神的な害悪^(g)を目立たせるように注意を払ってきた。私が、あらゆる犯罪についてそのことをしなかつたのは、明白な真実の繰り返しによる単調さを避けるためであった。

(g) 精神的害悪 (Mal moral), 社会的害悪 (Mal social) については、アルファベット索引参照。そこでは、この文章の殆どが引用されている。

私が、今主張することは、改正草案で定められているいかなる犯罪も、社会の良い秩序の維持に反し、同時に万国共通の道徳により否認されるという二重の条件を満たさないものはないからである。確かに、社会的な秩序および精神的な秩序は、常に同じ損害を受けるものではない。さらに、このに二つの利益は、相反するものではないがかなり異なっており、両者の間に等式を探することは不可能である。しかし、重要なことは、刑法は、時、場所、人とともに変化する社会的な利益だけにもとづくのではなく、また立法の領域において定義した処罰する絶対的な正義、信条、抽象、純粹に形而上学的な真実だけにもとづくものでもでもない。

それはまた、フランスで崇拜され常に惜しまれている偉大な刑事法学者であるオルトラン (Ortolan) が主張し普及させた学説でもある。私の日本への派遣に際してオルトラン先生が下さった暖かい励ましの思い出とこの遠い国から先生の名声を敬いその説を日本で広めたいという願望は、常に私を元気づけ、私にとっては大きな精神的支えであった。疑いなく、今日先生の賞賛があつたであらうし、私にとつ

ては大きな褒美であつたらう。

私は、今それを言おうとするのか。その信頼がなかったならば、私はこの長い作業を終わりまで行うことはできなかったであろうし、その信頼はこの作業を終わった時点で私を見捨てていたであろう。

それは、確かに多くの著者が認めているしまたその作業を不完全なままにしておいたまたは十分には作り得なかったと信じている忠実な友人あるいはそれに十分心を開かなかった友人と別れる悲しみの出版だけでないし、この感情は、既に、この書物の最後の頁を書いた人に、分かれの悲しみを告げたことだけではない。

しかしまだ他にもわたしの喜びを壊すものがある。私は、書物だけを世に出そうと望んだのではなく、一つの法律を世に出そうと望んだ。従って、私は公法学者、哲学者および法律学者の判断だけに立ち向かったのではなく、また立法者自身にも立ち向かったのである。改正草案は正式に認められるのか、あるいは第1の草案に似た運命をたどるものなのか。

今日、既に同一の目的で4年前に出版され、間もなく同じような試練に立たされる刑事訴訟法典改正草案についても同じ疑いをもっている。

ここで個人的な満足に浸ることを真摯に避け、社会の保護と被告人の保護および犯人の処罰の正しい方法とを調整する手段につき、私よりも優秀な人に道を譲る覚悟である。

私が何よりも願うことは、私の仕事を引き継ぐ人が、私が励まされた気持ちで生き生きとして、私が失わなかった見解の目的を追いかけることである。民法典草案の準備と同様に、刑法典草案の準備における私の努力の変わらぬ目的は、新しい日本が立派な刑法と民法によって西洋の人々に対して誇りをもつことである。この方法によってのみ、今は欠落している領土の完全な裁判権を回復するに至るのである。ところで、よい刑法は、理性、正義そして人間性に一致している法律である。理性は社会の秩序と道徳的秩序全体にとって有害であり禁じられたそして処罰されるべき行為を定め、正義は社会の権利と被告人の権利を同様に保護し、人間性は、節度をもって刑罰を設定した後でもなお、刑罰の適用においてそれを和らげることを認める。

日本は、その進歩についてなお疑いをもつ諸国に対してそのようなよい法律を示すべきであり、裁判官を導く精神において思いやりをもってその法律を適用する裁判官を備えるとき、文明化された人々と共通の権利を要求することにつき十分強力となるであろう。日本は、そのときこそ、ミラボーとともに、「権利に反

する法はない」(il n'y a pas de droit contre le Droit)とすることができよう。

ギュスターヴ ボワソナード

- 1) この「刑法典改正草案の序」は、1886年(明治14年)に Imprimerie de la Kokoubounsya, Tokio から出版された「日本帝国刑法典改正草案」(Projet révisé de Code Pénal pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire par Gve. Boissonade)の最初に付されているボアソナードによるものある。本文にある注の a から g はボアソナードが付けたものである。

3. 日本帝国刑法典草案目次

第 編 総則

第 章 全体としての刑法の適用について(1~10条)

第 章 刑について

第1節 刑の種々の性格について(11~16条)

第2節 主刑について(17~38条)

第3節 付加刑について(39~56条)

第4節 裁判費用および民事の賠償について(57~60条)

第5節 刑期の計算について(61~64条)

第6節 仮釈放について(65~67条)

第7節 刑の消滅について(68~77条)

第 章 刑の段階的加減について(78~87条)

第 章 刑の減免事由について

第1節 刑の免除および法定減免について(88~98条)

第2節 減輕事由について(99~100条)

第 章 刑の加重事由について

第1節 再犯について(101~108条)

第2節 公務員の身分について(109~110条)

第 章 刑の加重事由と減輕事由の競合について(111条)

第 章 同一の者によって犯された数罪の競合について(112~116条)

第 章の2 同一の個人によって犯された数罪の競合について 司法省委員会の少数によって留保された草案の旧条文(112~116条)

第 章 同一の犯罪における数人の競合について

第1節 共同正犯について(117~121条)

第2節 共犯について(122~123条)

第 章 未遂の犯罪について(124~130条)

第 編 国事に対する重罪および軽罪について

第 章 皇族の人身に対する重罪および軽罪について(131~133条)

第 章 国家の内部的安全に対する重罪および軽罪について(134~147条)

第 章 国家の外部的安全に対する重罪および軽罪について(148~157条)

第 章の2 国際法に対する重罪および軽罪について 委員会の少数によって提案された草案の条文

第1節 海賊行為について(1~6条)

第2節 奴隷売買および自由人の売買について(1~8条)

第 章 公共の安全に対する重罪および軽罪について

第1節 連絡用の手段の破壊および損壊について(158~166条)

第2節 公務の執行に対して行われた暴動について(167~171条)

第3節 在監者の脱走および有罪を言い渡された者の処罰を免れさせるその他の犯罪について(172~188条)

第4節 兵器および禁止された武器に関する軽罪について(189~195条)

第5節 浮浪および物乞いについて(196~199条)

第6節 住居の侵害について(200~202条)

第7節 封印破壊および封印されたまたは記録保存所におかれた物の窃取について(203~210条)

第8節 正当に要求された業務の拒否について(第211~213-2条)

第 章 公共の信頼に対する重罪および軽罪について

第1節 通貨偽造について(214~227条)

第2節 国璽、官庁の証印および刻印の偽造および不正使用について(228~236条)

第3節 公文書偽造について(237~239条)

第4節 私文書偽造について(240~243条)

第5節 旅券、免許証および証明書の偽造について(244~250条)

第6節 偽証および鑑定書偽造について(251~259条)

第7節 度量衡偽造について(260~262条)

第8節 制服、記章、資格および勲章の詐称について(263~264条)

第9節 投票の偽造について(265~267条)

第 章 公衆衛生に対する重罪および軽罪について

- 第1節 アヘンの取引および使用について(268~274条)
- 第2節 飲料水の汚染について(275~277条)
- 第3節 公衆衛生法規に対する犯罪について(278~281条)
- 第4節 危険なまたは不衛生な産業に関する法規に対する犯罪について(282~284条)
- 第5節 埋葬に関する法規に対する犯罪について(285条)
- 第6節 有害な食品の販売について(286~288条)
- 第7節 医業の不法な執行について(289~290条)
- 第 章 公衆道徳および宗教的な敬意に対する軽罪について(291~297条)
- 第 章 商業の自由および工業もしくは農業労働の自由に対する軽罪について(298~303条)
- 第 章 公務員がその職務執行の際に犯した重罪および軽罪について
 - 第1節 国事に対する公務員の重罪および軽罪について(304~309条)
 - 第2節 個人に対する公務員の重罪および軽罪について(310~323条)
 - 第3節 国家または個人の財産に対する公務員の重罪および軽罪について(324~326条)
- 第 編 個人に対する重罪および軽罪について
 - 第 章 身体に対する重罪および軽罪について
 - 第1節 謀殺、毒殺およびその他の殺人について(327~333条)
 - 第2節 故意の殴打、傷害および身体損傷について(334~342条)
 - 第3節 殺人および故意の暴力の法定減輕事由および正当化事由について(343~352条)
 - 第4節 故意によらない殺人、殴打および傷害について(353~355条)
 - 第5節 自殺関与について(356~358条)
 - 第6節 不法な逮捕および監禁について(359~363条)
 - 第7節 脅迫について(364~369条)
 - 第8節 墮胎について(370~373条)
 - 第9節 未成年者、老齡者、病者および身体障害者の遺棄について(374~379条)
 - 第10節 未成年者の誘拐について(380~385条)
 - 第11節 良俗に対する重罪および軽罪について(386~394条)
 - 第12節 他人の評判に対する重罪および軽罪について(395~403条)
 - 第13節 卑属が尊属に対して犯した重罪および軽罪について(404~409条)

第 章 財産に対する重罪および軽罪について

第 1 節 密かなまたは暴力を伴わない窃盗について (410 ~ 423条)

第 2 節 暴力を用いたまたは武器を伴った窃盗について (424 ~ 428条)

第 3 節 遺失物または埋蔵物の横領について (429 ~ 431条)

第 4 節 破産罪について (432 ~ 433条)

第 5 節 詐欺および背任について (434 ~ 443条)

第 6 節 贓物または横領物の隠匿について (444条)

第 7 節 放火, 失火について (445 ~ 455条)

第 8 節 浸水罪について (456 ~ 460条)

第 9 節 船舶を衝突させおよび沈没もしくは座礁させる罪について (461 ~ 464条)

第10節 他人の財産の損傷, 損壊または毀損について (465 ~ 473条)

第 編 違警罪について (474 ~ 479条)

4 . 日本帝国刑法典草案 (Projet de Code pénal pour l'Empire du Japon)

明治10年 8 月 (1877年 8 月), 司法卿から元老院に提出

第 編 総則 (Dispositions générales)

第 章 全体としての刑法の適用について (De l'application de la loi pénale, en général)

第 1 条 犯罪, 犯罪の 3 等級 犯罪 (infraction) とは, 法律が処罰するすべての作為または不作為 (action ou omission) である。 0

犯罪は次の 3 等級とする。重罪 (crime), 軽罪 (délit) および違軽罪 (contravention)。 1, f. 1

第 1 級の犯罪は, 法律が第12条に定める刑のいずれかで処罰する犯罪である。

第 2 級の犯罪は, 法律が第13条に定める刑のいずれかで処罰する犯罪である。

第 3 級の犯罪は, 法律が第14条に定める刑のいずれかで処罰する犯罪である。

0

第 2 条 処罰のための法律の規定の必要 いかなる犯罪も, 法律の明白な規定によらなければ, 処罰されることはない。 2, f. 4

第 3 条 刑法の不遡及, 例外 刑法は, その公布以前に犯された犯罪について遡及効 (effet rétroactif) をもたない。

但し、新法のより軽い規定は直接適用される。 3, f.4

第4条 外国で犯された重罪および軽罪 日本国の安全に対する重罪および軽罪により、国璽、国家の証紙および検印の偽造[または不正使用](*改正草案で追加)により、法定通用力をもった国家の通貨および紙幣、国家の通貨と同一視される銀行券の偽造または変造[または偽造もしくは変造された当該資産の振り出し](*改正草案で追加)により、外国で有罪とされたすべての帝国臣民は、日本の法律により、日本で処罰される。

但し、犯罪が犯された国においてその犯罪がまだ確定的に判決されていない限り、日本で訴追される。 0, f. 刑事訴訟法典7

第5条 同前 帝国臣民が外国で犯した前条以外の重罪および軽罪は、次の場合に限り、日本の法律により、日本で訴追されまた裁判される。

1. 犯罪が犯された国においてその犯罪がまだ確定的に判決されていないとき。
2. 犯罪を犯した者が自由意思で日本の領土にいるとき、または犯人の引き渡し(extradition)が得られたとき。
3. 日本の法律により罰せられる犯罪が、その犯罪が犯された国の法律によって重罪または軽罪とされているとき。
4. 犯罪の被害者(partie lésée)による告訴(plainte)が日本の権限ある機関になされたとき、または外国の権限ある機関による公式の告発(dénonciation officielle)が日本の権限ある機関になされたとき。
5. 犯罪が、外国政府による大赦を受けて(amnistiée)いないとき。
6. 公訴権(action publique)が、外国の法律により時効で消滅していないとき。 0, f. 刑事訴訟法典5

第6条 禁じられた犯罪人引き渡し 日本政府は、いかなる場合にも、外国で裁判され且つ処罰を受けるために、犯罪が犯された国に対して、日本臣民の犯罪人引き渡しを承諾することはできない。 0

第7条 外国人の犯罪 日本の領土または付属領土において外国人が犯した犯罪は、日本の法律により、日本で処罰される。 0

原注：新刑法典を公布する通達は、次の規定を定めるべきである。「この法典が外国人に適用される時期は、条約および外交協定により、後に定められるべきものとする。」

第8条 同前 外国人により外国で犯された第4条が定める犯罪は、第5条1号および2号の条件で、日本の法律により、日本で処罰される。 0

第9条 陸海軍軍人 本法典およびその他の刑事法の規定は、陸海軍に関する特別法に定めがないときは、陸海軍軍人に適用される。 4, f.5

第10条 特別な犯罪 一定の特別な犯罪に関する法律により現実に科せられている特別な刑罰および一定の職務または職業に関する法令により現在定められている懲戒処分(mesure disciplinaire)は、本法典に別の定めがないすべてのことに対して継続して適用されるべきものとする。

但し、本法典の総則規定は、それを補充すべきものとする。

本法典の総則規定は、将来定められるべき特別の法令に関しては、当該特別の法令と明白に抵触しない限り、それを補充すべきものとする。 5

第 章 刑について(Des peines)

第 1 節 刑の種々の性質について(Des diverses natures des peines)

第11条 主刑および付加刑 刑は、主刑または付加刑とする。

主刑は、必ず法廷で言い渡されなければならない。付加刑は、法廷で言い渡されまたは法律に定められた区別に従って当然に主刑に付加される。 6

第12条 重罪の主刑 重罪の主刑は、次のものとする。

1. 死刑(la mort)。
2. 無期強制労働(les travaux forcés à perpétuité)。
3. 有期強制労働(les travaux forcés à temps)。
4. 無期流刑(la déportation à perpétuité)。
5. 有期流刑(la déportation temporaire)。
6. 重懲役(la réclusion majeure)。
7. 軽懲役(la réclusion mineure)。
8. 重禁錮(la détention majeure)。
9. 軽禁錮(la détention mineure)。

第13条 軽罪の主刑 軽罪の主刑は、次のものとする。

1. 義務的な労働を伴った軽罪拘禁(l'emprisonnement correctionnel avec travail obligatoire)。
2. 単純拘禁(l'emprisonnement simple)または労働を伴わない拘禁。
3. 軽罪罰金(l'amende correctionnelle)。

第14条 違警罪の主刑 違警罪の主刑は、次のものとする。

1. 拘留(les arrêts)。
2. 科料(l'amende de simple police)。

第15条 付加刑 付加刑は、次のものとする。

1. 公民権剥奪 (la privation des droits civiques) 。
2. 公民権停止 (la suspension des droits civiques) 。
3. 私権行使の停止 (la suspension de l'exercice des droits privés) 。
4. 警察の特別監視 (la surveillance spéciale de la police) 。
5. 罰金 (l'amende) 。
6. 特別没収 (la confiscation spéciale) 。
7. 有罪判決の公示 (la publication des condamnations) 。

第16条 刑の一般規則への付託 一般規則が、刑の執行方法および詳細ならびに刑を言い渡された者が服すべき規則を定める。 11

第2節 主刑について (Des peines principales)

第17条 死刑 死刑は、絞首により執行される。 f.12

死刑の執行は、刑務所 (prison) の内部において、刑の執行に関する一般規則により任命される者の面前で行われる。 12, f. 26

第18条 誤りに対する保障 いかなる死刑執行 (exécution capitale) も、司法大臣の正式な命令を受理する前には、また刑事訴訟法典が定める証明書 (pièces justificatifs) がなければ、認められない。 13, 刑事訴訟法622, 623

第19条 祝祭日 国民の祭日およびその他法律で定められた祝日には、死刑の執行を行ってはならない。 14, f. 25

第20条 妊娠していると申し立てた女性 死刑を言い渡された女性が妊娠していると申し立てたときは、刑の執行は延期される。その女性は、出産の後または二人の医師によりその女性が妊娠していないことが証明された後でなければ、死刑を執行されない。 15, f. 27

第21条 死刑に処せられた遺骸 死刑に処せられた者の遺骸は、家族が要求したときは、直ちにその家族に引き渡される。但し、家族は、いかなる葬祭 (pompe extérieure) も行うことなく直ちに埋葬しなければならない。 16, f. 14

第22条 強制労働 無期または有期の強制労働を言い渡された者は、政府によって定められた日本の島嶼でその刑を受ける。

前項の者は、そこで最も骨の折れる作業 (ouvrages les plus pénibles) に就かされる。 17, f. 15

強制労働を言い渡された婦女は、国内の島嶼でない場所に設置された特別施設 (maison spéciale) に送られる。 f. 16

前項の婦女は、女性の労働 (travaux de leur sexe) に就かされる。 18

第23条 同前 有期強制労働は、16年以上20年以下とする。 17, f. 19

第24条 同前 無期または有期強制労働を言い渡された者が満60歳に達したときは、残りの刑期については、その者は年令およびその体力に相応な労働以外には就かされない。

刑の言い渡しの際に満60歳に達している者についても、刑は前項と同様の方法で執行される。 19

第25条 流刑 無期または有期の流刑を言い渡された者は、政府によって定められた日本の島嶼に流刑される。

前項の者は、そこで義務的な労働に就かされないで、特別な刑務所 (prison spéciale) に拘置され (détenu) る。 20

前項の者は、内部規則に従って、そこで知的または肉体的労働に就くことを認められる。 0, f. 17

第26条 同前 有期流刑は、16年以上20年以下とする。 20

第27条 同前：軽減 無期流刑については5年、有期流刑については3年を経過した後、刑の言い渡しを受けた者は、政府の決定により、刑を終えるまで、同一の島嶼における特定の場所 (portion déterminée) で単独で居住することが認められる。 21

そのとき以後は、政府は、家族が刑の言い渡しを受けた者と共に居住することを認めることができる。 21

政府は、また、刑の言い渡しを受けた者が耕作のために土地を利用することを認めることができる。

これらの許おおよび特権は個人的であり、規律および規則に違反したときは常に撤回され得るものとする。 0, f. 1854年5月31日の法律

第28条 懲役 懲役は、国内に設置された労役場 (maison de force) において執行される。

刑の言い渡しを受けた者は、そこで骨の折れる労働 (travaux pénibles) に就かされる。

重懲役は、11年以上15年以下とする。

軽懲役は、6年以上10年以下とする。

第24条の規定は、懲役を言い渡された満60歳以上の者に適用される。 22, f. 21

第29条 禁錮 禁錮は、義務的な労働 (travail obligatoire) に就かされないで、日本国内に設置された特別な刑務所 (prison spéciale) において執行される。

重禁錮は、11年以上15年以下とする。

軽禁錮は、6年以上10年以下とする。 23, f. 29

第30条 同前：軽減 重禁錮については2年，軽禁錮については1年を経過した後，刑の言い渡しを受けた者は，その請求により，流刑にあてられた島嶼において残りの刑を受けることを政府により認められる。

前項の場合，第27条が適用される。 0

第31条 拘禁 義務的労働を伴った拘禁は，拘禁場 (maison de correction) という特別施設 (maison spéciale) で執行される。

単純拘禁は，特別な刑務所 (prison spéciale) またはその刑務所から分離された場所で執行される。

法律が，それぞれの犯罪について，11日以上5年以下の期間で拘禁刑の最高と最低を定める。 24, f. 40

第32条 強制労働または任意労働の果実 重罪刑または軽罪刑が強制労働を科しているすべての場合には，その労働の直接の果実 (produit direct) または行政によりなされたその評価額 (estimation) は3等分され，その3分の2は刑事施設の費用にあてられ，3分の1は刑の言い渡しを受けた者またはその家族および雇い人に割り当てられる。

任意労働の果実については，3分の2は刑の言い渡しを受けた者またはその家族に帰属し，3分の1は刑事施設の費用にあてられる。 25, f. 21, 41

第33条 軽罪罰金 軽罪罰金は，2円以上とする。

法律が，それぞれの犯罪について，軽罪罰金の最高額と最低額を定める。

26

第34条 罰金不支払いの転換 有罪判決が確定した日から1カ月以内に軽罪罰金の全額が支払われないときは，軽罪罰金の全額または支払われるべき残額に達するまで，1円またはその端数ごとに1日の割合で単純拘禁に代えることができる。

拘禁 (arrestation) は，政府委員 (Commissaire du Gouvernement) の請求にもとづいて発せられる裁判所所長の命令により行われる。

[裁判所所長は，常に，刑の言い渡しを受けた者の請求により，政府委員の申請にもとづき，その命令を知らせることができる。](*改正草案で追加された34条3項)

[刑の言い渡しを受けた者は，ひとたび当該拘禁を放免されたときは，当該罰金について新たに拘禁されることはない。](*改正草案で追加された34条4項)

刑の言い渡しを受けた者，その家族またはその他すべての者は，常に，軽罪罰金の全額または支払われるべき残額を支払って，単純拘禁を中止してもらうこと

ができる。 27, f. 52, 53, 1867年7月21日の法律, 1871年12月19日の法律

第35条 結合されたまたは付加刑としての罰金 自由を剥奪する刑 (peine privative da la liberté) と同時にまたはその付加刑として罰金が言い渡されたときは、支払われなかった罰金を拘禁に代えることは、主刑の刑期が満了した後でなければ、開始することはできない。 0

第36条 拘留 拘留の刑 (peine des arrêts) は、拘留場 (maison d'arrêts) という特別施設で執行される。

法律が、違警罪の種類について、1日以上10日以下の範囲で拘留の刑の最高と最低を定める。[但し、第85条に定められたことはこの限りでない。](*改正草案で追加された36条2項但し書き) 28, f. 465

第37条 科料 科料は、5銭以上1円95銭以下とする。

法律が、それぞれの違警罪について、科料の最高額と最低額を定める。 29, f. 466

第38条 科料の拘留への変換 有罪判決が確定した後10日以内に支払われない科料は、第34条および35条に定められた方法により、支払われなかった金額1円またはその端数ごとに1日の割合で拘留に代えることができる。[但し、その場合、拘留は2週間を超えることはできない。](*改正草案で追加された38条但し書き)

[拘留の決定は、その罰金が軽罪裁判所により言い渡されたときでも、違警罪裁判官によりなされる。](*改正草案で追加された38条2項) 30, f. 467

第3節 付加刑について (Des peines accessoires)

第39条 公民権剥奪 公民権剥奪 (privation des droits civiques) は、刑の言い渡しを受けた者に対して次のことをもたらす。

1. 参政権 (droit politique) または (その性質もしくは法律により) 日本臣民だけに付与される権利の剥奪。
2. 政府のすべての職務およびすべての公職からの罷免および追放。
3. すべての貴族もしくは名誉上の資格およびすべての国家の勲章の剥奪。
4. 外国のものであってもいかなる勲章も日本で身につけることの禁止。
5. 日本の陸海軍において軍務に就くことができないことおよび武器の携帯ができないこと。
6. 証人として、他人のために公文書もしくは私文書に押印もしくは署名する資格がないことまたは単なる情報の提供以外は裁判において証言することができないこと。

7. 本人の子供または卑属以外について且つ家族に有利な意見にもとづく以外は、無能力者 (*personne incapable*) の後見人 (*tuteur*) または保佐人 (*curateur*) とはなり得ないこと。
8. 破産財産、会社財産、職業団体の財産またはなんらかの団体利益の管理者 (*syndic ou administrateur*) とはなり得ないこと。
9. 私的なものであっても教育施設 (*etablissement d'instruction*) の長とはなり得ないことおよび教育施設で教授または監督者とはなり得ないこと。

31

第40条 同前 重罪刑の言い渡しを受けた者はすべて、当然に、前条に定められたすべての権利を終身剥奪される。 32

第41条 同前 強制労働を伴った軽罪拘禁または単純な軽罪拘禁を言い渡された者は、当然に、その者が任命されている公職を罷免される。 33

[単純拘禁は、その期間、当該権利の停止だけをもたらす。](*改正草案で追加された41条2項) 0, f. 42

第42条 公民権停止 第3項を除いて第39条に定められているその他の権利の停止は、労働を伴った拘禁または単純拘禁の期間当然に行われる。 33, f. 42

第43条 同前 裁判所は、さらに、犯罪の性質および情状により、その権利の全部または一部について、法律により定められた拘禁刑の期間と同一の期間その権利の停止を延長することができる。

第1項の停止期間は、拘禁刑を終えた後からでなければ起算されない。 0, f.

42

第44条 法定禁治産 自由剥奪の重罪刑の言い渡しを受けた者は、当然に、その刑の期間、私法上の権利 (*droits privés*) の行使を停止または禁止される。

死刑の言い渡しを受けた者は、その執行まで同様に権利行使を法的に禁止される。 35

第45条 後見 刑の言い渡しを受けた者の財産は、家族会議 (*conseil de famille*) および本人の意見を聴いた後、民事裁判所 (*tribunal civil*) によって任命される後見人により管理される。

未成年者の後見人について定められたその他の規則は、刑の言い渡しを受けた者の法定禁治産 (*interdiction légale*) に適用される。 0

第46条 優遇規定 無期または有期流刑の言い渡しを受けた者が第27条に定められた禁錮 (*détention*) の猶予を受けるときは、政府により、私法上の権利の一部または全部の行使を個人的に認められる。

第30条の特権を認められた禁錮の言い渡しを受けた者についても前項と同様とする。 36, f. 1854年5月31日の法律

第47条 警察の特別監視 無期刑の言い渡しは、恩赦または刑の時効の場合については、当然に、15年間警察の特別監視 (surveillance spéciale de la police) に付せられる。 39, f. 44から49, 1874年1月23日の法律

第48条 同前 有期の重罪刑の言い渡しを受けた者は、当然に、法律が定める刑の長期の2分の1に等しい期間、警察の監視に付せられる。 37

第49条 同前 軽罪拘禁の言い渡しは、法律により定められた場合を除いて、警察監視には付されない。 38, f. 50

第50条 同前：起算点 法律または判決により、重罪刑または軽罪刑に警察監視が付加されるすべての場合において、警察監視は、主刑の刑期が終わった日からでなければ起算されない。

警察監視が、主刑の免除 (exemption de peine principale) (刑の免除事由：excuse absolutoire) の場合に、主刑として言い渡されるときは、監視は、刑の言い渡しが確定した日から起算される。 40

第51条 同前：外国人、強制退去 警察監視に付された外国人は、政府の決定により、常に帝国から強制退去させられる。 0, f. 1849年12月3日の法律 7

第52条 同前：停止、復活 警察監視は、情状により且つ刑の言い渡しを受けた者の素行に従って、行政の決定により、停止されまた復活される。 41

第53条 同前：規則の参照 刑の執行に関する一般規則が、警察監視の効力および警察監視のもとでそれを停止した復活する条件を定める。 0

第54条 付加の罰金 罰金は、重罪刑に付加して言い渡すことができる。但し、法律が特別に定める場合に限る。

罰金の支払いができないときは、第34条および35条の規定に従って、罰金を単純拘禁に代えることができる。 42

第55条 特別没収 特別没収 (confiscation spéciale) は、当然には科せられない。特別没収は、次の物について、裁判所により言い渡されなければならない。 43, 44

1. それを所有している者に対して、法律に反して製造され、生産されまたは所有された物。
2. 犯罪を犯すために使用された物。
3. 犯罪により直接に獲得された物。前号および本号の場合においては、その所有権が刑を言い渡された者にあるときまたはその所有者が見つからないと

き。 f.11, 470

法律の特別規定が定めているその他の特別没収は、すべてこの限りでない。

43, 44

第56条 判決の揭示 重罪刑を言い渡すすべての判決[で確定的となった判決](*改正草案で追加)は、抄本により、次の場所に掲示される。

1. 判決がなされた都市 (ville) において。
2. 重罪が犯された都市または市町村 (commune) において。
3. 刑を言い渡された者が最後に居住していた都市または市町村において。

抄本には、刑を言い渡された者の正確な名称 (désignation)、重罪の性質および法的性質決定 (qualification légale) および言い渡された刑 [判決の日付および判決を下した裁判所の名称] (*改正草案で追加) が記載される。 f. 36

軽罪の有罪判決の掲示またはその他の公表は、法律がその公表を命じまたは特に公表を認めた場合を除いて、行われない。

第4節 裁判費用および民事の賠償について (Des frais de justice et des réparations civiles)

第57条 訴追費用 すべての刑事事件において、訴追の費用は、その全部または一部につき、刑の言い渡しを受けた者が支払うものとするができる。日本刑事訴訟法358, 530, 580, 635, f. 刑事訴訟法典162, 194, 368

その費用は、特別な料金表により定められる。 45

第58条 物の返還および民事の損害賠償 有罪判決および無罪判決は、犯罪の正犯もしくは共犯に対して、または民事上責任を負う者に対して、損害を蒙った者が要求する物の返還、賠償金および民事の損害賠償を妨げない。 46, f. 10

重罪裁判所または軽罪裁判所は、前項の問題について、民法の規定に従って裁判する。 48

第59条 同前：連帯責任、裁判所の権限 同一の犯罪の共同正犯もしくは共犯としてまたはその犯罪について民事上の責任を負う者として判決を言い渡された者は、国庫に支払うべき裁判費用および被害者に支払うべき費用ならびに原状回復およびその他民事の損害賠償について、当然に連帯してまたは判決言い渡しの事実のみにつき責任を負う。 47, f. 55

但し、裁判所は、個別の有責性または責任の違いにより、刑の言い渡しを受けた者または民事上の責任を負う者に対して、裁判費用または民事上の損害につき、法的な連帯責任を免除しまたは軽減することができる。この決定には [それぞれ

の負担割合および](*改正草案で追加) その理由が明示される。 0

第60条 支払い命令 刑の言い渡しを受けた者または民事上の責任を負う者の財産が不十分な場合は、犯罪を理由として支払われるべき額は、次の順で支払われる。

1. 国庫に支払われるべき裁判費用。
2. 被害者に支払われるべき裁判費用およびその他の民事上の損害賠償。
3. 罰金。 0, f. 54

第5節 刑期の計算について (Du calcul de la durée des peines)

第61条 刑期の計算 有期の刑期は、日または月により計算される刑については、1日につき24時間、1月につき30日の割合で計算される。

刑が年により計算されるときは、暦に従う。

刑の執行が開始される日は、完全な1日として計算される。

刑の最終日は、正午に終わる。 49, f. 40

[但し、拘留について1日の刑は24時間を下回ることとはできず、また2日の刑は48時間を下回ることとはできない。](*改正草案で追加された61条5項)

第62条 刑の執行 刑の言い渡しที่กำหนดした後でなければ、いかなる刑も執行されない。 50, f. 刑事訴訟法典375

第63条 刑期の起算点、軽減：未決勾留 自由剥奪の刑期は、確定判決により刑の言い渡しを受けた者が拘置された日または刑務所に入れられた日からでなければ算入されない。 f. 23

但し、刑の言い渡しを受けた者が取り調べのすべての期間または一部の期間未決勾留 (détention préventive) されていたときは、未決勾留期間は次のとおり刑期から差し引かれる。

1. 単純拘禁については、同一日数または同一月数。
2. 労働を伴う拘禁については、その4分の3の期間。
3. 有期の重罪刑については、その半分の期間。 51, f. 24

第64条 逃亡：停止 刑の言い渡しを受けた者が一定期間逃亡していたときは、その期間は刑期には算入されない。 52

第6節 仮釈放について (De la libération préparatoire)

第65条 仮釈放 重罪または軽罪により自由剥奪の刑を言い渡された者が、その刑期の4分の3を終えたときまたは素行良好 (bonne conduite) により改悛の証

明 (preuves d'amendement) を得たときは、その者は、刑の一般規定に従ってなされた行政庁の決定により、仮釈放を受けることができる。 53

前項の者は、その刑期を終えるまで、刑の一般規定により定められた警察の特別監視の下におかれる。 55

[前項の特典は、無期刑の言い渡しを受けた者に対しても、20年の刑期を終えた後は、同一の条件で、政府の決定により認められる。 53](*改正草案3項は、草案66条を移したもの。)

第66条 同前 前条の特典は、無期刑の言い渡しを受けた者に対しても、20年の刑期を終えた後は、同一の条件で認められる。 53

[第66条 同前 重罪の刑の言い渡しを受けた者に対して、仮釈放の間、私法上の権利を回復することができる。](*草案66条を改正草案65条3項に移した後の改正草案66条)

第67条 同前：新たな有罪の言い渡し 前2カ条により仮釈放された者が拘禁刑が科せられる重罪または軽罪を新たに犯したときは、その者は、当然に、仮釈放の特典を失う。もとの刑期についても新たな刑期についても仮釈放は認められない。 56, 57

第7節 刑の消滅について (De l'extinction des peines)

第68条 刑の消滅 主刑および付加刑は、次のことにより消滅する。

1. 刑の有効な執行により。
2. 刑の言い渡しを受けた者の死亡により。但し、金銭罰はこの限りでない。
3. 前の犯罪について言い渡されたより重い刑との併合 (confusion) により。
4. 新法による刑の廃止または刑期の減少により。
5. 刑事訴訟法典に従った再審 (révision) による有罪判決の取り消しにより。
6. 時効 (préscription) により。
7. 復権 (réhabilitation) により。
8. 減刑 (commutation) により。
9. 大赦 (amnistie) により。
10. 恩赦 (grâce) により。 0

[時効の期間は、第61条に従って、刑の期間として計算される。](*改正草案で追加された68条2項)

第69条 時効 刑の言い渡しを受けた者が法律に定められた期間、中断なく、刑の執行を免れたときは、時効を取得する。 58

第70条 同前：期間 時効は、次の期間で成立する。

1. 死刑については30年。
2. 無期強制労働および無期流刑については25年。
3. 有期強制労働および有期流刑については20年。
4. 重懲役および重禁錮については15年。
5. 軽懲役および軽禁錮については10年。
6. 労働を伴った拘禁または単純拘禁および軽罪罰金については5年。
7. 拘留および科料については1年。 59, f. 刑事訴訟法典635, 636, 639

第71条 同前：付加刑 公民権剥奪または停止の付加刑は、時効により中断されない。 60

その他の付加刑は、次のとおり時効にかかる。 60

1. 私権行使の禁止は、それが付加される主刑とともに時効にかかる。 0
2. 警察監視は、それが当然に科せられるときは、第47条および48条に指定された期間と同一期間で時効にかかる。警察監視が拘禁刑に付加して裁判所により言い渡されたときおよび刑の免除（免責的宥恕）の場合に警察監視だけが言い渡されたときは、警察監視は法律がそのために定めている最高期間と等しい期間により時効にかかる。 0
3. 重罪刑に付加して言い渡された罰金は、主刑としての軽罪罰金と同様に時効にかかる。
4. 特別没収は、5年で時効にかかる。但し、法律に違反してもたらされまたは所有されている物の没収は、時効にかからない。 60
5. 判決（arrêts ou jugements）の公示は、それが忘れられたときは、その判決が言い渡された主刑と同一期間で時効にかかる。 0

第72条 同前：起算点 対審で（*contradictoirement*）言い渡された主刑または付加刑の時効は、刑の言渡しを受けた者が確定判決（*jugement devenu irrévocable*）によって言い渡された刑の執行を免れた日からでなければ進行しない。

61

不出頭または欠席判決により言い渡された有罪判決については、時効は判決が言い渡された日から進行する。 61

第73条 同前：中断 主刑または付加刑の時効は、自由剥奪の刑および警察監視については、刑の言渡しを受けた者の拘置（*arrestation*）により中断される。

罰金および特別没収については、時効は、刑の言い渡しを受けた者の債務の承認または差し押さえもしくは執行を意図したその他の訴訟行為により中断される。

0

[国庫および被害を受けた者に支払われるべき費用の言い渡しおよび原状回復, 民事の賠償は, 民法の規定に従って時効にかかる。] 0, f. 刑事訴訟法典642 (*改正草案73条3項は, 草案74条を移したもの。)

第74条 同前: 民法 国庫および被害を受けた者に支払われるべき費用の言い渡しおよび原状回復, 民事の賠償は, 民法の規定に従って時効にかかる。

[第74条 同前: 有利な遡及 本法典公布以前に言い渡された刑およびその刑について認められていなかったまたはより長期を必要としていた時効は, 前条の時効に従う。

新法が時効の条件を変更するときは, すべて刑の言い渡しを受けた者にとって有利になるよう, 以前の犯罪に適用される。](*草案の74条が改正草案73条3項に移った後の改正草案74条1項, 2項)

第75条 復権 主刑を終えた後または主刑が恩赦もしくは時効により終了した後, 公民権の剥奪または停止および警察監視は, 復権により終了する。

復権は, 次の場合に請求することができる。

1. 重罪刑の言い渡しを受けた者については, 刑が終了してから5年後。
2. 警察監視のみが言い渡された者については, 刑の言い渡しが確定してから2年後。
3. 拘禁刑が言い渡された者については, 1年後。 56

復権の手続きおよびその他の条件は, 刑事訴訟法典により定められる。 0, 日本刑事訴訟法636から644, f. 刑事訴訟法典619から634

第76条 大赦 [判決の前に生じた大赦は訴追を終了させる。有罪判決の後の大赦は有罪判決の効果を消滅させ且つ](*改正草案で追加) 大赦 (amnistie) は当然に復権をもたらす。

恩赦 (gráce) [是有罪判決が確定的になった後でなければ効果を発生しない。恩赦は主刑の執行を免除するだけである。](*改正草案で追加) は, 恩赦状が明白に認めた場合でなければ復権をもたらさない。 64

[減刑は, 確定的となった刑を減輕し, 新たな刑は判決により宣告されたものと見なされる。](*改正草案で追加された76条3項)

第77条 [復権](*改正草案で追加) 減刑 (commutation), 恩赦および大赦は, 天皇によらなければ認められない。 65

第 章 刑の段階的加減について (De l'élevation et l'abaissement
graduels des peines)

第78条 裁判所の義務 法律が犯罪の個別事情により刑の1等または数等を加減することを裁判所に命じまたは認めている様々な場合、裁判所は以下の規定に従わなければならない。 66

第79条 普通法上の刑 通常のまたは普通法上の重罪刑は、次の順序で加減される。

1. 死刑。
2. 無期強制労働。
3. 有期強制労働。
4. 重懲役。
5. 軽懲役。

但し、いかなる場合にも、死刑は刑の段階的加重の結果として言い渡してはならない。[死刑は、法律により明白に定められていなければならない。](*改正草案で追加) 67

第80条 政治的な刑 政治的な重罪刑 (peine criminelle politique) は、次の順序で加減される。

1. 無期流刑。
2. 有期流刑。
3. 重禁錮。
4. 軽禁錮。 68

第81条 最高限の刑 法律が命令的に有期の重罪刑の最高限またはさらに端数を言い渡す場合で、その刑を1等または数等減じるときは、裁判所は最初の等級の減輕についてはその刑の最低限を言い渡す。 0

第82条 軽懲役および軽禁錮 軽懲役または軽禁錮の刑が1等または数等が減じられるべきときは、裁判所は、最初の等級の減輕として、軽懲役の場合は労働を伴った拘禁を、軽禁錮の場合は単純拘禁を言い渡す。その期間は2年以上5年以下とし、いずれの場合にも20円以上50円以下の罰金を併科する。 69

第83条 軽罪刑 拘禁刑および軽罪罰金を等級により加減すべきすべての場合において、これらの二つの刑の [通常の刑として] (*改正草案で追加) 法律が定める最高と最低について、計算は1等につき4分の1の割合の加減とする。

但し、拘禁刑の最高は7年を超え [最低限は5年を超え] (*改正草案で追加) するこ

とはできない。 70

第84条 同前 拘禁刑および軽罪罰金のすべての等級が使い尽くされ且つまだ減輕を行う必要がある場合は、裁判所は〔3日以上10日以下の〕(*改正草案で追加)拘留および〔1円以上1円50銭以下の〕(*改正草案で追加)科料を言い渡す。 71

第85条 違警罪刑 違警罪刑を加減する必要があるすべての場合においては、1等について4分の1の加減とする。

但し、裁判所は、その刑の最高の2倍を超えて加重することはできず、またその最低以下に減輕することもできない。 72

第86条 1日の端数 拘禁刑または拘留の段階的加減が、最高または最低の場合に1日の端数になるときは、その端数は科せられるべき刑に算入されない。

73

第87条 付加刑 付加刑は、直接には加減されない。但し、主刑を加減した後、主刑の結果として適用される。

罰金が重罪刑に付加される場合においては、罰金は、主刑の加減の等級ごとに4分の1の割合で加減される。 0 (*2項は、改正草案では削除されている。)

[第88条 加減事由の併合 犯罪の状況により複数の刑の加減事由が存在し、あるものは特別でありまた他のものは一般的であるときは、先ず特別事由が適用される。

同時に加重事由と減輕事由が存在するときは、先ず類似の事由を遵守して、1等の加重と1等の減輕を相殺する。] 99 (*改正草案の88条。草案の88条は次章第1節の88条である。改正草案では、以下の条文番号は一つずつずれている。)

第 章 刑の減免事由について (Des causes qui excluent ou diminuent les peines)

第 1 節 刑の免除および法定減免について (Des exemptions de peines et des excuses légales)

第88条 意図の欠如 (*改正草案の88条は前条の注のとおりである。草案の88条は改正草案では90条になっている。) 次の〔被疑者が、犯罪の遂行につき自由でなかった〕(*改正草案で追加)場合には、重罪にも、軽罪にも、違警罪にもあたらない。

[この規定は、次の場合に適用される。](*改正草案で追加)

1. 被疑者 (inculpé) が、身体に対する影響のもとでまたは抵抗できなかった脅迫の影響のもとで行為をしたとき。 75, f. 64
2. 被疑者が、不可抗力 (force majeure) によりまたは偶然の事故 (cas

furtuit) により生じた差し迫った危険のもとで、自分またはその家族の身体の危険を避けるために行為をしたとき。 75

3. 被疑者が、法律の執行または正当な上司の命令の執行において、その権限に含まれる職務上の行為のために行動したとき。 76, f. 327

第89条 自由の欠如 被疑者が犯罪を犯す意図または犯罪を犯すことにつき悪意をもっていなかったときには、犯罪はない。但し、法律が[不注意により引き起こされた損害または](*改正草案で追加)その規定違反のみを処罰する場合はこの限りでない。

被疑者が犯罪を構成する事情の存在を知らなかったときも、同様とする。

被疑者が犯罪の加重事由の一つまたは複数だけを知らなかったときは、加重事由に結びつく刑の加重はなされない。

法律または規則の不知は、犯罪を犯す意図がなかったことを証明するために援用できない。 77

第90条 判断力の欠如 (*改正草案では91条)被疑者が行為のときに判断力(raison)を奪われていた場合は、犯罪はない。 78, f. 64

[犯罪を犯す目的をもった状態にあった者は、本条の特権を援用することはできない。]

(*改正草案で追加された91条2項)

第91条 12歳未満の未成年者 (*改正草案では92条)被疑者が行為のときに満12歳未満であったときも、犯罪はない。

但し、裁判所は、行為の状況および重さに従って、12歳未満の子供が、特別な矯正施設(établissement pénitentiaire spécial)において、満16歳を超えない一定期間、保護拘禁(emprisonnement de garde)を受けることを命じることができる。 79

第92条 16歳未満の未成年者 (*改正草案では93条)被疑者が行為のときに満12歳以上16歳未満であったときは、裁判所は、被疑者が正常な判断力(discernement)をもって行動したか否かを判断する問題点について特別に意見を表明しなければならない。 f. 刑事訴訟法典340

未成年者(mineur)が正常な判断力をもたずに行動したと表明されたときは、いかなる刑も未成年者に適用されない。但し、未成年者が満20歳に達するまで、前条に従って保護拘禁に付される。 f. 66

未成年者が正常な判断力をもって行動したと表明されたときは、未成年者は法定減輕事由を享受し、犯罪の刑は2等から3等減輕される。 80, f. 67

第93条 20歳未満の未成年者 (*改正草案では94条)被疑者が行為のときに満16歳

以上20歳未満であったときは、未成年者はなお法定減軽事由を享受し、刑は1等から2等減軽される。 81

第94条 耳が聞こえず口がきけない者 (*改正草案では95条) 生まれたときからまたは子供のときから耳が聞こえず口がきけない者 (sourd-muet) は、常に刑を免除される。

但し、行為の状況および重さにより、前項の者は、5年を超えない期間、保護拘禁を受けることがある。 82

第95条 同前：違警罪 (*改正草案では96条) 違警罪事件の場合には、満16歳以上20歳未満の未成年について刑は減軽されない。満12歳以上16歳未満の未成年者については、刑は1等から2等減軽される。 83

12歳未満の未成年者および耳が聞こえず口がきけない者は、違警罪刑を免除される。 83

第96条 自首 (*改正草案では97条) 犯人 (coupable) が、その者に対する告発または情報をもたらされる前に、当局に自ら自首し (s'est dénoncé lui-même) 服役者となったときは、なお法定減軽事由が存在し、刑は1等減軽される。但し、第 部に定められる一定の重罪または軽罪の情報についての免除事由はこの限りでない。 85, 88

第97条 同前：返還, 賠償 (*改正草案では98条) 自首 (dénonciation spontanée) の場合と同様に、他人の所有権または財産に対する重罪または軽罪の場合、罪を犯した者が盗みまたは横領した物をすべて自発的に返還し、または財産にもたらされた損害をすべて賠償したときは、罪を犯した者は、さらに、2等の減軽を享受する。

罪を犯した者が半分またはそれ以上しか返還または賠償しなかったときは、罪を犯した者は1等しか減軽を享受しない。 86

第98条 (*改正草案では99条) その他の刑の免除および一定の重罪および軽罪に特別な減軽は、第 編および 編で定められる。 84

第2節 減軽事由について (Des circonstances atténuantes)

第99条 減軽事由 (*改正草案では100条となり、以下111条まで1条ずつずれているが、以下ではこの旨の注は省略する。) 裁判所は、重罪、軽罪または違警罪のあらゆる事件について、被告人のために一つまたは複数の法定減軽事由 (excuse légale) が既に存在するときでもまたは被告人に不利益な加重事由があるときでも、有罪と認められた被告人のために減軽事由が存在することを常に言い渡すことができる。

89, f. 刑事訴訟法典341

第100条 同前 裁判官が減輕事由を認めるときは、刑は最低1等、最高2等減輕される。但し、尊属(ascendant)に対する卑属(descendant)の重罪および重罪に関してはこの限りでない。 90, f. 463, 483

第 章 刑を加重する事由について(Des causes qui aggravent les peines)

第1節 再犯について(De la récidive)

第101条 重罪から重罪へのまたは軽罪への再犯 既に重罪刑の言い渡しを受けた者が新たな重罪を犯したときは、有期の重罪刑はその最高が言い渡される。法律が既にその刑の最高に達しているときは、刑は4分の1加重される。 91, f. 56

[この加重は、第2の再犯の場合に常に言い渡される。](*改正草案で追加された102条2項)

前項の者が「軽罪刑で処罰される重罪または」(*改正草案で追加) 軽罪を犯したときは、軽罪刑は1等加重される。 92, f. 57

第102条 同前: 軽罪から軽罪への再犯 既に[重罪または軽罪について](*改正草案で追加) 拘禁刑の言い渡しを受けた者が軽罪を犯したときは、科せられる刑は1等加重される。 92, f. 58

第103条 同前: 違警罪から違警罪への再犯 違警罪の再犯の場合は、刑は1等加重される。

但し、新たな違警罪が前の違警罪が犯されたのと同一年内に且つ同一の違警罪裁判所の管轄区域で犯されたときに限り加重がなされる。 93, f. 474, 478, 482, 483

第104条 確定した刑の言い渡し 再犯加重は、新たな犯罪のときに、前の刑の言い渡しが確定していた場合に限って行われる。 94 (*改正草案では108条)

第105条 刑の併合: 執行に際して従うべき順序 新たな犯罪が前の刑期の間に犯されたときは、科せられる様々な刑は次のとおりとする。

1. 刑のうちの一つが無期強制労働であるときは、無期強制労働だけが実際に科せられる。但し、[刑についての一般規則が認める](*改正草案で追加) 懲戒処分はこの限りでない。
2. 二つの刑のうちの一つが無期流刑でもう一つの刑が有期流刑またはいずれかの禁錮刑であるときは、無期刑だけが実際に科せられる。[同様の場合に、いずれかの刑が懲役であるときは、政治犯罪の刑の前に懲役が科せられ、その後懲

役が再び続けられる。](*改正草案で追加)

3. 重罪刑, 軽罪刑または違警罪刑のその他の自由剥夺刑は, 強制労働を伴った刑から始めて, 引き続いて科せられる。二つの刑がともに強制労働を伴っているときは, 有罪と認められた者には, 先ず最も重く且つ最も長期の強制労働を伴った刑が科せられる。いかなる刑も強制労働を伴わないときは, 有罪と認められた者には, 先ず最も長期の刑が科せられる。

4. 罰金は併科される。 95

第106条 陸軍裁判および海軍裁判 陸軍裁判所 (tribunal militaire) または海軍裁判所 (tribunal maritime) により言い渡された刑は, 普通裁判所 (tribunal ordinaire) で裁判された新たな犯罪については, 前の刑が普通法上の重罪または軽罪 (crimes ou délits communs) について言い渡された場合に限って, 加重事由となる。 96, f. 56条 8項

第107条 大赦 最初の犯罪が大赦を受けたとき [または刑が廃止されたとき] (*改正草案) は, 再犯の加重事由とはならない。 97

[新たな法律が当該犯罪の刑を減輕しているだけのときは, 新たな法律は, 再犯については, 刑の併合と同様の効果をもつものとする。] (*改正草案では109条となっている。改正草案で追加された109条 2項) 0

[第107条 外国の判決 外国の裁判所で言い渡された刑は, その有罪判決が本法典第4条に定められた重罪または軽罪のいずれかについてなされた場合に限って再犯の加重事由となる。] (*改正草案で追加された107条)

第108条 刑の廃止 廃止された刑罰法規により言い渡された有罪判決は, 再犯の場合の加重事由とはならない。

第2節 公務員の身分について (De la qualité de fonctionnaire public)

第109条 公務員 公務員 (un fonctionnaire ou un agent de l'autorité) が, その管轄範囲において, 裁判所に通知または訴追すべき性質の犯罪を犯したときは, 刑は再犯者に対するのと同様の方法で加重される。

公務員の重罪または軽罪について法律が特別な刑を定めているときは, 本条は適用されない。 0, f. 198

第110条 特別な加重事由 一定の重罪または軽罪に対する特別な加重事由は, 第編および 編で定められる。 0

第 章 刑の加重事由と減輕事由の競合について (Du concours de causes d'aggravation et d'atténuation des peines)

(*改正草案には草案の第 章111条はなく、草案の第 章が改正草案第 章となっている。)

第111条 加重事由と減輕事由の競合 犯罪の情况により、複数の刑の加重または減輕事由があり、且つそのうちの一方は特別な事由であり、他方は一般的な事由であるときは、特別事由が最初に適用される。

同時に加重事由と減輕事由が存在するときは、先ず類似の事由に留意して、必要があるときは、加重事由の程度と減輕事由の程度を相殺する。 99

第 章 同一の者によって犯された数罪の競合について (Du concours de plusieurs infractions commises par une même personne)

(*草案の第 章は、改正草案の第 章となっていて、条文番号は両者とも112条から116条までである。)

第112条 併合なし、最も重い刑 1人の者が、まだ刑の言渡しを受けていない複数の犯罪について、同一の訴追により有罪と認められたときは、常に最も長期の刑を最も重い刑とみなして、最も重い刑だけが言い渡されるものとする。

一方が拘禁刑で他方が罰金のときは、常に拘禁刑が最も重い刑とみなされる。

拘禁刑または罰金について、科せられる刑が最高および最低で異なるときは、刑の言渡しは、より重い刑の最低を下回ることはできず、より重い刑の最高に達することはできる。 100, f. 刑事訴訟法典365条2項

第113条 違警罪 複数の違警罪だけが競合するときは、科せられるすべての刑を合算する。 101

第114条 軽い刑の消滅、最も軽い刑の併合および控除 異なった犯罪が各別の訴追にもとづいて裁判されるときで、且つ第112条により、既に言い渡された刑より重い刑が適用される理由があるときは、刑の併合 (confusion) により最も軽い刑は消滅する。

[異なった犯罪が各別の訴追にもとづいて裁判されるときで、且つ最も重い刑が既に適用されているときは、その他の刑は言い渡されない。但し、裁判所は、同様の刑が科せられるときは、最高刑を言い渡すことができる。] (*改正草案の114条1項)

自由を剥奪する刑 (peine privative de la liberté) の場合は、実際に科せられる期間は、最も重い刑について、日ごとに充当される。

罰金の場合で且つそれが現実に支払われた場合は、新たな罰金が最も重いときは、既に支払った罰金は、返還されまたは新たな罰金に充当される。102, f. 刑事訴訟法典379

第115条 単一の行為および複数の犯罪 複数の犯罪が単一の可罰的行為 (acte punissable) に結合している場合、法律が別の定めをしていないときは、最も重い犯罪の刑だけが言い渡される。0

第116条 特別没収 特別没収は、すべての場合に併せて科せられる。103

第 章の2 同一の個人によって犯された数罪の競合について (Du concours de plusieurs infractions commises par une même personne)
司法省委員会の少数によって留保された草案の旧条文

第112条 同一の者が、まだ刑の言渡しを受けていない複数の犯罪について、同一の訴追により有罪と認められたときは、科せられる複数の刑はすべて判決により決定される。但し、以下の条件と区別のもとでなければ、その刑は宣告されず且つ科せられることはない。

1. 有罪と認められた者が死刑または無期強制労働に処せられるときは、その他のいかなる主刑も言い渡されない。
2. 有期強制労働およびいずれかの懲役に処せられるときは、そのうちの最も長期の刑だけが言い渡される。
3. いずれかの流刑およびいずれかの禁錮に処せられるときは、そのうちの最も長期の刑だけが言い渡される。
4. 同じ性質の複数の重罪刑に処せられるときは、それらの刑の最高が言い渡され、それらの犯罪の一つについて既に最高刑が科せられていたときは、その刑の4分の1が加重される。
5. 前記第2号に定められた刑のうちの一つおよび第3号に定められた刑のうちの一つに処せられ、且つその刑期が同じときは、第2号に定められた刑だけが言い渡される。法律の規定によりまたは裁判所の決定 (fixation) により、第3号に定められた刑がより長期の刑であるときは、二つの刑が言い渡される。最初に第2号に定められた刑が言い渡され、その刑期は第3号に定められた刑期に充当される。
6. 同時に、重罪刑と軽罪刑、または軽罪刑と違警罪刑に処せられるときは、最も重い犯罪の刑だけが言い渡される。
7. 数回にわたって同一の拘禁刑に処せられるときは、裁判所は、最長期に達するまで、科せられる短期の合計より短い期間の拘禁刑を言い渡すことはできない。
8. 同時に、労働を伴った拘禁刑と単純拘禁刑に処せられるときは、最初に労働を伴った拘禁刑が科せられ、その刑期は、単純拘禁刑の刑期がより長期の場合には、単純拘禁刑の刑期に充当される。

9. 複数の罰金に処せられるときは、裁判所は、最高額に達するまで、科せられる最少額の合計より少額の罰金を言い渡すことはできない。
10. 罰金は、異なった軽罪についてこれらの刑のそれぞれに必要なときは、前に定められた範囲内で、拘禁刑と併せて言い渡される。
11. 違警罪刑は、軽罪刑と同じ方法で加算される。
12. 特別没収は、いかなる制限もなしに、併せて言い渡される。

第113条 (前記第11号になる)

第114条 (前記草案第114条と共通)

第115条 (前記草案第115条と共通)

第116条 (前記第12号になる)

[第 章の 2 同一の個人よって犯された数罪の競合について (Du concours de plusieurs infractions commises par une même individu)
(*改正草案の 章の 2)

第112条の 2 同一の者が、まだ刑の言渡しを受けていない複数の犯罪について、同一の訴追により有罪と認められたときは、科せられる複数の刑はすべて判決により決定される。但し、以下の条件と区別のもとでなければ、その刑は宣告されず且つ科せられることはない。

1. (*草案の112条 1 項 1号と同じ)
2. 有期強制労働およびいずれかの懲役またはその両者に処せられるときは、そのうちの最も長期の刑だけが言い渡される。
3. いずれかの流刑およびいずれかの禁錮に処せられるときは、そのうちの最も長期の刑だけが言い渡される。
4. 前記第 2 号に定められた普通法上のいずれかの刑および 3 号に定められた刑に処せられるときは、刑期が同一の場合は、普通法上の刑だけが言い渡される。但し、政治的な刑が最も長期であるときは、法律の規定または裁判所の決定により、双方の刑が言い渡される。先ず普通法上の刑が科せられ、その刑期は政治的な刑から控除される。
5. 同じ性質で且つ同一刑期の複数の重罪刑に処せられるときは、それらの刑の最高が言い渡され、それらの犯罪の一つについて既に最高刑が科せられていたときは、その刑の 4 分の 1 が加重される。
6. (*草案の112条 1 項 6号と同じ)
7. (*草案の112条 1 項 8号と同じ)
8. 数回にわたって同一性質の拘禁刑に処せられるときは、裁判所は、4 分の 1 を加重することができる最長期に達するまで、科せられる短期の合計より短い期間の拘禁刑を言い渡すことはできない。
9. 軽罪については、警察監視および公民権剥奪は、拘禁刑と同一の限度で併科される。

10. 軽罪罰金は、異なった軽罪についてこれらの刑のそれぞれに必要なときは、前に定められた範囲内で、拘禁刑と併せて言い渡される。
11. 複数の軽罪罰金に処せられるときは、裁判所は、4分の1を加重することができる最高額に達するまで、科せられる最少額の合計より少額の罰金を言い渡すことはできない。
12. 拘留は、軽罪拘禁と同一の限度で併科される。
13. 科料および特別没収は、いかなる制限もなしに、常に併科される。

第113条の2 罰すべき異なる犯罪が、それぞれ別の訴追の対象であり、前条に定められた場合において、新たな刑は、それが最も重いときは、既に言い渡された刑に代えられなければならない。その刑は、併合によりなくなり、既に実際に受けた刑の期間は、日ごとに、新たな刑から控除される。不当に支払った罰金は返還される。

第114条の2 以前の裁判によって言い渡された刑が、後に見つかった犯罪の新たな刑の適用に対する障害であっても、なお新たな犯罪は訴追され裁判されなければならない。

裁判所は、同様に、第112条の2の5号に定められた場合において、最も重い刑の最高を補完しなければならない、4分の1を加重することができる。

第115条の2 別の訴追において、異なる裁判所が、その全部または一部を最も重い刑に併合すべき刑を言い渡したときは、執行に関する異議は、後に裁判した裁判所に提出される。

第116条の2 複数の可罰的行為が単一の犯罪に結合している場合、または一つの犯罪が他人の犯行を容易にするためまたはその犯人の逃走もしくは不処罰を援助するための別の複数の犯罪と結合している場合、法律が別の定めをしていないときは、最も重い刑だけが言い渡される。

第 章 同一の犯罪における数人の競合について (Du concours de plusieurs personnes dans une même infraction)

第1節 共同正犯について (Des co-auteurs)

第117条 共同正犯の刑 数人の者が、合意のもとで、重罪または軽罪の実行に [またはその実行に付随した且つ必要な行為に] (*改正草案で追加) 直接参加したときは、それぞれの行為者は犯罪に科せられる通常の刑に処せられる。但し、犯人が複数であることを理由として、法律が刑を加重している場合はこの限りでない [また、そのうちのいずれかの者の身分にもとづく加重、減輕または免除もこの限りでない] (*改正草案で追加) 104, f. 60

第118条 同前: 煽動者 贈り物, 約束, 脅迫, 権限の濫用により, または処罰さ

れるべきその他すべての手段により、他人に重罪または軽罪を犯すよう煽動し、決心させた者は、共同正犯とみなされ共同正犯として処罰される。 105, f. 60

公開の演説 (discour tenu en public) により、または印刷されもしくは頒布された文書 (écrit) により、他人に国事 (chose publique) に対するまたは個人 (particulier) に対する重罪または軽罪を犯すよう煽動し、決心させた者も前項と同様とする。但し、法律が、教唆者 (instigateur) または煽動者 (provocateur) に対して刑を加重している場合は、この限りでない。

同様の方法による煽動が、結果を伴わなかったときは、刑は、出版および発言についての軽罪に関する特別法 (lois spéciales sur les délits de la presse et de la parole) によって定められる。 f. 1881年7月29日の法律23から25条

第119条 事実にもとづく加重事由 実行の状況にもとづく刑の加重は、数人のうちのいずれかの者がそれらの状況に参加しなかったときでも、その者がその状況を知っていたかまたは予見していたときは、すべての正犯および煽動者に適用される。

正犯または煽動者の個人的な身分にもとづく刑の加重 [減輕または免除] (*改正草案で追加) は、その他の者には絶対に適用されない。 106 (*改正草案では120条になっている。)

第120条 複数の正犯 実行に参加しなかった煽動者 [およびその他の正犯] (*改正草案で追加) は、複数の者が刑を加重される場合には、複数の正犯を構成するものには算入されない。 107 (*改正草案では119条になっている。)

第121条 煽動または合意による決意と異なる実行 煽動がなんらかの重罪または軽罪の目的をもっていて、正犯がその煽動の影響により別の重罪または軽罪を実行したときは [実際に犯されまたは試みられた犯罪が、煽動されたまたは予想された犯罪と重さが異なるが同一の性質をもつときは] (*改正草案で追加)、煽動者は、次のとおり処罰される。

犯された犯罪がより重いときは、煽動者は煽動した犯罪の刑だけしか科せられない。

煽動した犯罪がより重いときは、煽動者は犯された犯罪の刑だけしか科せられない。

煽動された行為と実行された行為の間の違いが実行の手段にかかわるときは、同様の区別が適用される。 108

[本条は、同一の区別により、合意による決意を超えて実行に間接的にしか参加しなかった者にも適用される。] (*改正草案で追加された121条4項)

第2節 共犯について (Des complices)

第122条 共犯の刑 次の者は、重罪または軽罪 [または違警罪] (*改正草案で追加)の共犯または協力者 (auxiliaire) とみなされ、且つ1等を減じて、犯され [または試みられ] (*改正草案で追加) た犯罪の刑に処せられる。

1. 正犯 (auteur principal) または共同正犯 (co-auteur) の1人に、犯罪を犯しまたは容易にするためにあてら且つそれが犯罪の実行に実際に役立った知識 (instruction), 道具 (instrument), またはなんらかの手段を提供しまたは手に入れさせた者。
2. 準備行為 (acte préparatoire) [または付随するが必要ではない、または法的もしくは職業的義務の不履行] (*改正草案で追加) によって、他人による犯罪の実行を援助しまたは容易にさせた者。
3. 重罪または軽罪の実行後に、犯罪の効果を確実にするための行為により、犯人を援助した者。

[1号および2号の場合には犯罪の意図および見通しをもって、また3号の場合には] (*改正草案で追加) その目的を意図し且つその目的を知っていたすべての者。

109, f. 59から63条

第123条 共通のまたは個人的な加重, 減輕 犯罪の正犯 [または煽動者] (*改正草案で追加) に刑の個人的な加重事由がある場合、その者が共犯に過ぎないときでも、同様に処罰される。但し、前条に定められたとおり、1等を減じられる。

共同正犯についての刑の加重 [減輕または免除] (*改正草案で追加) の影響に関する第119条 [120および121条] (*改正草案で追加) の規定は、共犯にも適用される。

110 (*改正草案では、123条の1項と2項が逆になっている。)

第 章 未遂の犯罪について (De l'infraction non consommée)

第124条 決意, 準備行為 個人または集団で形成された犯罪を行う決意は、実行されなかったときは、法律に定めのある場合以外は処罰されない。

犯罪の単なる準備行為も同様とする。 111

第125条 重罪の試み 実行の開始によって現された重罪の試みが、自己の意思とは無関係な事情によってのみ中断されたときは、2等から3等を減じて既遂の重罪の刑で処罰される。 112, f. 2

第126条 失敗した重罪 重罪のすべての実行行為が終了したが、自己の意思とは無関係な事情によって重罪が結果を生じなかったときは、刑は1等から2等を減

じた既遂の重罪の刑とする。 0, f. 2

第127条 自己の意思による実行の中止 重罪の犯人が実行の途中で自己の意思により行為を中止したとき、またはすべての実行行為は終了したが、自己の意思によりその結果を回避したときは、犯罪により現実に生じた損害 (mal) についてのみ処罰される。 0

第128条 不可能な重罪または軽罪 行為の性質によりまたは用いられた手段により、そこからはいかなる損害も生じる可能性がなかったときは、犯人は、その意図にかかわらず、刑を免除 (exempt) される。行為または用いられた手段が、犯人が計画した損害より少ない損害しかもたらさなかったときは、犯人は実際に生じた損害に対してのみ処罰される。 0

第129条 軽罪の試み、失敗した軽罪 軽罪の試みおよび失敗した軽罪は、前数力条の範囲において且つその区別に従って、法律が明白に定めている軽罪についてだけ処罰される。 113, f. 3

前項の場合、法律が、その軽罪の試みが失敗した軽罪として処罰されることを定めていれば十分である。 0

第130条 違警罪 試みられたまたは失敗した違警罪は、処罰されない。 113

第 編 国事に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre la chose publique)

第 章 皇族の人身に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre la personne de leurs Majesté impériales)

第131条 この重罪および軽罪の一般的刑罰 日本の天皇、皇后、皇太后または皇位の推定相続人である皇太子の人身に対して犯された重罪または軽罪はすべて、第 編第 章13節に従って、同様の重罪または軽罪が卑属により尊属の人身に対して犯された場合と同様に処罰されるべきものとする。 116, f. 86条 1, 2, 3 項

原注：以下の^(a)-(i)は、司法省委員会の少数によって提案された草案の条文。

(a) 2人以上の者が集まって共同して重罪または軽罪を犯すための陰謀 (complot) または決意 (résolution) がなされ、犯人の意思とは無関係な事情によって犯罪の結果が生じなかったときは、1等を減輕することは裁判所にとって義務的ではない。

(b) 陰謀と同じ場合に、試みが前項と同様の方法で中断されたときは、刑は1等だけ減

じられるべきものとする。

- (c) 陰謀に続いて準備行為 (acte préparatoire) だけで終わったときは、刑は2等減じられるべきものとする。
- (d) 陰謀に続いていかなる準備行為も行われなかったときは、刑は3等減じられるべきものとする。
- (e) 1人だけでなされた決意に続いて準備行為がなされたときも、同様とする。
- (f) 第131条に定められた重罪または軽罪の一つを犯すための陰謀の提案がなされ、その提案が同意されなかったときは、提案された重罪または軽罪の刑は、提案を行った者について、4等減じられるべきものとする。
- (g) 前記の陰謀の一つに加わった者が、実行が開始される前に且つこの事件について訴追が開始される前に、監獄にいる共犯および共同正犯を指名して、最初に当局にその陰謀を告発したときは、その者のために刑の法定減免事由 (excuse absolutoire) および刑の免除が適用されるべきものとする。
- (h) 訴追が開始された後に、また逮捕の後であっても、実行行為の前であれば、陰謀の主犯の逮捕を可能にさせた者についても同様とする。
- (i) 告発をした犯人は、5年以上10年以下の期間、警察の監視のもとにおかれるべきものとする。

第132条 侮辱 天皇または皇位の推定相続人である皇太子に対して、公然と且つその面前においてなされた侮辱 (offense, injure, outrage) は、3年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上200円以下の罰金に処されるべきものとする。

同様の軽罪が、出版の方法によりまたは公開の場でなされた演説により、天皇または殿下 (Altesse) の面前以外で犯されたときは、刑は2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上100円以下の罰金とする。 117, f. 86条4項

第133条 警察監視 天皇または殿下の人身に対する犯罪について拘禁刑が言い渡されるすべての場合においては、有罪と認められた者は、さらに、1年以上3年以下の期間、警察の監視のもとにおかれるべきものとする。 120

第 章 国家の内部的安全に対する重罪および軽罪について

(Des crimes et délits contre la sûreté intérieure de l'État)

第134条 帝国権力に対する侵害 日本の天皇家 (dynastie impériale du Japon) を打倒しもしくは皇位継承の法定順位を変更する目的で、または日本領土もしくはその属領のなんらかの部分で帝国の権威からだまし取る目的で、または政府における天皇の権能および特権を弱める目的で、内戦 (guerre civile)、武装した

暴動 (insurrection ou sédition armée) に参加して有罪と認められた者すべては、参加の性質に応じて、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 重罪の首謀者および内戦、暴動において総指揮をとった者は、無期流刑および500円以上5,000円以下の罰金。
2. 総指揮以外のすべての指揮、権限をもったすべての役割を行使した者は、有期流刑および100円以上1,000円以下の罰金。
3. いかなる指揮もとらずまたは前号の役割を行使せずに、暴動に参加した者は、重禁錮。 121, f. 87

第135条 中央または地方の機関に対する侵害 内戦、武装した暴動が、一つまたは複数の中央の機関 (autorités centrales) (官、院、省、使) または地方の機関 (府、県) またはそれらの長の打倒もしくは変更だけを目的とし、またはそれらの機関によって行われている一つまたは複数の政治的もしくは行政的措置の放棄もしくは停止だけを目的としたときは、前条に定められた刑は、前条に定められた区別に応じて、1等減じられるべきものとする。

[第135条 中央の機関に対する侵害、県の機関に対する侵害 内戦、武装した暴動が、一つまたは複数の中央機関またはそれらの長の打倒もしくは変更を目的とし、またはそれらの機関によって行われている一つまたは複数の政治的もしくは行政的措置の放棄もしくは停止を目的としたときは、刑は以下のとおりとする。

1. 暴動の首謀者および上級指揮者に対しては、有期流刑および200円以上2,000円以下の罰金。
2. 下位の指揮者に対しては、重禁錮および50円以上500円以下の罰金。
3. その他の参加者に対しては、軽禁錮。 0, f. 91, 96

暴動が、同時に且つ協力の結果、一つまたは複数の府県の機関に対して指揮されたときは、刑は前項と同一とする。](*改正草案の135条 1項および2項)

第136条 軍需品に対する詐術 前2カ条に定められた目的で、戦闘行為は行われなかったが、暴力または術策による次の行為に対しては、前2カ条に定められた刑が適用される。

1. 武器、軍需品、陸軍もしくは海軍の装備または補給物資の略奪。
2. 兵器庫、陸軍もしくは海軍の部署、国家に属しもしくは国家に徴用されている船舶の占拠または横領。
3. 同様の手段による、部隊もしくは正規の軍隊の召集または作戦に対して、または暴動の予防もしくは抑圧のために送られた公用文書もしくはは命令の通行に対して加えられた妨害。

[第136条 同前：地方権力に対して 暴動が、前条の目的をもって、一つの県の機関ま

たは一つもしくは複数の市町村の機関に対してだけ指揮されたときは、刑は次の通りとする。

1. 首謀者および主たる指導者に対しては、重禁錮および100円以上1,000円以下の罰金。
2. 下位の指導者に対しては、軽禁錮および20円以上200円以下の罰金。
3. その他の参加者に対しては、2年以上5年以下の単純拘禁。](*改正草案の136条)

[第136条の2 宗教上の暴動 武装した暴動が日本国家により認められたまたは認められない宗教上の教義を支配または採用する目的をもってしたときは、犯人の参加の性質および混乱に陥れられた県の数に応じて、前2カ条に定められた刑が適用されるものとする。] 0, f.91, 96 (*改正草案で追加された136条の2)

第137条 中央の機関に対する妨害または強要，地方機関の長に対する妨害または強要 政治もしくは行政機構について審議をする議会に対して，または中央もしくは地方権力を構成する司法部に対して，徒党を組み且つ武力を用いて，その集会および審議を妨害し，またはその意思とは反対の決議を強要した者は，重禁錮に処せられるべきものとする。

前項の妨害または強要が，官，院，省，使，府および県の長に対して行われたときも，刑は同様とする。 136, 137, 139

[第137条 中央の機関に対する暴行または脅迫 武装または武装しないで徒党を組んだ個人が，その集会および審議を妨害するためにまたはその意思と反対の決議を採らせるために，135条に定められた機関のいずれかに対して暴行もしくは脅迫を行ったときは，その参加の性質に応じて，136条に定められた刑を言い渡されるべきものとする。

第136条に定められた機関のいずれかに関しては，第167条および168条が適用される。](*改正草案の137条1項，2項) 136, 137, 139, f.97, 98, 209条以下

第138条 実行の開始 前4カ条[5カ条](*改正草案)に定められた刑は，そこで定められた重罪の実行が開始されたときから科せられる。 124, f.88

[前5カ条に定められた目的をもって，戦闘を行わずに脅迫または策略により，次のことを行った場合も同様とする。

1. 陸海軍の武器，弾薬，装備，資材の略奪。
2. 兵器庫，陸海軍の部署，国家が所有するもしくは国家が使用する船舶の占拠または略奪。
3. 軍隊もしくは正規の兵力に対して，暴動の予防もしくは抑圧のために発せられた公用文もしくは命令の使者の通行に対して，同様の手段により加えられた妨害。](*改正草案で追加された138条2項) f.92条から97条

第139条 準備行為：第1の場合，第2の場合 徒党を召集または募集して，武器，

弾薬、装備もしくは資材を調達して、上で定められた重罪の一つまたは複数の準備行為だけが行われたときは、第134条、135条、136条および137条に定められた刑は、犯人の身分 (qualité) に応じて、1等減じられるべきものとする。

人の意思とは無関係な事情により、実行にいたらなかったその他すべての準備行為は、2等を減じて処罰されるべきものとする。 125, f. 89条 1項, 92

第140条 陰謀、陰謀の提案 2人以上の者の間で協議された、第134条、135条、136条および137条に定められた重罪を犯す決意だけがなされたときは、そこに定められた刑は、3等減じられるべきものとする。

陰謀の提案が同意されなかったときは、刑は4等減じられるべきものとする。

0, f. 89条 2, 3, 4項

第141条 刑の減免事由: 第1の場合、第2の場合、警察監視 暴動の首謀者ではなく、且つ指揮をとらずもしくは権限をもった役割も果たさないで、実行に直接参加せず、自己の意思で暴動の動きから身を引いた者には、刑の減免事由および刑の免除が適用されるべきものとする。

陰謀において権限をもった役割を行使したが、実行が開始される前に且つ第136条に定められた行為の前に、自らが囚人となり且つ陰謀の主犯を告発して陰謀を知らせた者には、刑の減免事由が適用されるべきものとする。

但し、減免事由が適用される者を、2年以上5年以下の期間、警察の監視のもとにおくことができる。 126, f. 100

第142条 刑の減輕 準備行為および陰謀について第139条および140条 (1項) に定められた刑は、実行の開始前に且つ第136条に定められた行為の前に、首謀者および主たる指導者 (principal chef) が、自己の意思で投降して自ら囚人となり、主たる共犯 (principal complice) および共同正犯を告発したときは、煽動者および主犯について、2等減じられるべきものとする。 0

第143条 同前 すべての主犯は、暴動が終わる前に自ら囚人となったときは、区別なく、刑を1等減じられるべきものとする。 0

第144条 普通法上の重罪および軽罪 第134条、135条、136条および137条に定められた重罪を実行して、人身に対するまたは個人の財産に対する普通法上の重罪または軽罪を犯した者には、普通法 (droit commun) 上の刑が科せられるべきものとする。 128

すべての場合において、国会議員、囚人、人質または闘争に加わらなかったその他の者を故殺 (meurtre) した者は、死刑を言い渡されるべきものとする。

第145条 同前、刑の減免 武装した暴動が、前もって指定された1人もしくは複

数の人または多数の人々の虐殺 (massacre) を目的とし、または公のもしくは個人の財産の破壊 (dévastation) もしくは略奪 (pillage) を目的としたときは、普通法上の刑だけが適用されるべきものとする。

本条に定められた重罪には、第138条から143条の規定が適用される。(* 草案145条1項および2項は、改正草案では144条3項および4項となっている。)

第146条 共犯 前数力条の行為の目的および性格を知りながら、実行の前もしくは後に、犯人の集合もしくは退却のために犯人に住居を任意に提供した者は、前数力条に定められた重罪の共犯として処罰されるべきものとする。 127

但し、第187条に定められた親族または姻族のために行ったときは、刑は免除される。

第146条の2 軍隊の提供 反逆者との闘争の場にいた正規軍の提供者には、第153条の規定が適用される。(* 146条の2は、改正草案では145条となっている。)

第147条 警察監視 本章に定められた犯罪に拘禁刑が言い渡されるすべての場合において、有罪と認められた者を、さらに、1年以上3以下の期間、警察の監視のもとにおくことができるものとする。 0

第 章 国家の外部的安全に対する重罪および軽罪について

(Des crimes et délits contre la sûreté extérieure de l'État)

第148条 武器をもった反逆、外国軍対への加盟、例外 外国との戦争において、敵国と共同して、日本またはその同盟国に対して武器をとったすべての日本臣民は、無期流刑に処せられるべきものとする。[但し、敵国に移った兵士に対しては、軍法に定められたより重い刑に処せられる。](* 改正草案で追加された但し書き)

日本またはその同盟国に対する戦争において、日本またはその同盟国に対して武器をとった日本臣民、自己の意思で外国軍隊に加盟しまたはなんらかの資格で敵の補助要員として配属された日本臣民も同様とする。

もつばら敵の病院もしくは移動野戦病院に雇われている医師、外科医、看護士およびその他の者は、本条の規定から除外される。 129, f. 75, 79

第149条 同前：敵への引き渡し 外国との戦争に際して、敵国の軍隊もしくは役人を日本のもしくはその同盟国の領土に侵入させたすべての日本臣民、または日本もしくはその同盟国に属するもしくは日本もしくは同盟国が使用している都市、要塞、軍隊の詰め所、港、軍需品倉庫、軍需工場、武器庫、武器弾薬、食料もしくは備品、軍艦もしくは輸送船を敵国に渡したすべての日本臣民は、無期流刑に処せられるべきものとする。 130, f. 77

[防衛、攻撃もしくは安全の手段として日本もしくはその同盟国にとって役に立つその他のあらゆる場所または物を敵に渡した者は、有期流刑またはいずれかの禁錮に処せられるべきものとする。](*改正草案で追加された149条2項)

第150条 同前 戦時において、職務を通じてもしくは特別な公的任務を通じて知らされた、外交交渉の機密または日本もしくは同盟国の陸軍もしくは海軍の作戦上の機密を敵国の役人に渡したすべての公務員または政府の役人もしくは担当官またはその他のすべての日本臣民は、無期流刑に処せられるべきものとする。

軍隊の派遣または交渉を記した機密、公用文書、地図またはその他の文書を詐欺的行為により、買収によりまたは暴力により奪い、それを敵に渡したすべての日本臣民に対しては、前項と同一の刑が言い渡されるべきものとする。

機密または公用文書が、たまたま有罪と認められた者の手に入ったかまたはその者が知ったときは、刑は有期流刑とする。 130, 131, f. 80, 81, 82

第151条 同前：スパイ行為 スパイ行為を行い且つ日本または同盟国の軍隊もしくは艦隊の位置もしくは移動、その戦力の状況、軍需品もしくは備蓄の状況を敵に知らせ、または領土の地図もしくは敵に有利なもしくは不利な道路もしくは抜け道についての情報を敵に知らせたすべての日本臣民は無期流刑に処せられるべきものとする。

敵のスパイを日本または同盟国の領土に導き、侵入させまたはかくまったすべての日本臣民は、前項のスパイと同様の刑に処せられるべきものとする。 130, f. 77

第152条 試み、準備行為 前数力条に定められた重罪の実行の試みだけがなされたときは、刑は2等減じられるべきものとする。

同様の重罪を実行する目的で、敵との通謀を構成する準備行為だけがなされたときは、刑は2等または3等減じられるべきものとする。

[第152条 同前：阻止された公用文書 以下の者は無期流刑に処せられるべきものとする。

1. 利敵の目的で、暴力または策略を用いて、日本の機関または同盟国の機関により送られた命令または公用文書の使者の通行を妨害したすべての日本臣民。
2. 前号と同様の目的で、公用文書の送付または受信用の電気機器を破壊しまたは使用できできなくした者。
3. 当該命令または公用文書を配達、送付または受信する任務を負う者でそれらの命令および公用文書を消滅させ、流用し、遅延させまたは変造した者。

電信柱を転倒させ、電線を断ち切りまたは公用文書の送受信を遅滞させるその他の行為を行った者に対しては、その場合の重さに従って、刑は有期流刑または重禁錮

もしくは軽禁錮のいずれかとする。](*改正草案の152条)

第153条 供給義務違反 政府または権限のある陸軍もしくは海軍当局によって、陸軍もしくは海軍のために届けるべき納入品または行うべき作業の責任を負わされているすべての日本臣民が、敵と共謀してまたは内部もしくは外部からの買収によって、取り決めに定められた期間内にもしくは定められた方法で義務を果たさなかったときは、その者は重禁錮に処せられるべきものとする。 132

単なる怠慢の場合は、刑は6カ月以上2年以下の単純拘禁および20円以上200円以下の罰金とする。(*草案の153条は、若干修正されて改正草案の154条になっている。)

[第153条 同前：結果を伴わなかった反逆、試み、準備 前数力条に定められた重罪が犯人の意思とは無関係な事情により結果を生じなかったときは、刑は1等減じられるべきものとする。犯人の意思とは無関係な事情により試みまたは実行の着手だけしかなかったときは、刑は2等減じられるべきものとする。

同様の重罪の実行にいたる目的で、敵との通謀を構成する準備行為しかなかったときは、刑は2等または3等減じられるべきものとする。](*改正草案の153条1項、2項)

第154条 同前：差し迫った戦争 前数力条に定められた刑は、戦争が単に差し迫っているだけでまだ宣戦が布告されていなくても、前数力条に定められた重罪に適用される。

第154条の2 戦闘状態にない外国への軍隊の派遣 日本と戦争状態にない外国に対して、陸軍または海軍の派遣を試みおよび命令したすべての日本臣民は、重禁錮に処せられるべきものとする。

前項の派遣において権限のある任務もしくは役割を果たした者に対しては、刑は軽禁錮とする。

その他のすべての共同正犯は、2年以上5年以下の単純拘禁に処せられるべきものとする。

出発の試みの結果として生じた実行の開始だけがなされたときは、有罪と認められたすべての者について、刑は1等または2等減じられるべきものとする。

軍隊の召集もしくは募集、陸軍もしくは海軍の補給または設備を構成する準備行為しが行われなかったときは、刑は2等または3等減じられるべきものとする。

第139条から141条に定められた場合に該当する有罪と認められた者には、当該条項の恩典が適用されるべきものとする。

第144条および145条の派遣に際して、普通法上の重罪または軽罪で有罪とされた者に対しては、第144条および145条が適用されるべきものとする。

海賊行為 (piraterie) が行われたときは、第 章の2の第1節の規定が適用されるべきものとする。

原注：本条は、委員会の少数によって提案されたものである。

第155条 外国人 日本に居住する第149条以下に定められた重罪の正犯または共犯である外国人は、1等を減じて149条に定められた刑に処せられるべきものとする。 0 (*改正草案では156条になっている。)

第156条 中立違反行為 日本が中立を宣言している複数の外国の間での戦争の場合に、中立違反となる行為を犯したすべての日本臣民は、6カ月以上2年以下の単純拘禁および10円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。 134

第157条 警察監視 本章の規定により拘禁刑が言い渡されるすべての場合において、裁判所は、有罪と認められた者を1年以上3年以下の期間、警察監視のもとにおくことを言い渡すことができるものとする。 135

第 章の2 国際法に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre le droit des gens)

原注：以下の第1節および第2節は、委員会の少数により提案された草案の条文。

第1節 海賊行為について (De la piraterie)

第1条 海賊行為 日本または外国の船舶に乗船している者が、公海において (en haute mer), 暴行 (violences), 脅迫 (menaces) により日本または外国の船舶を略奪 (déprédation ou pillage) する海賊行為を犯したときは、海賊 (pirate) として訴追され、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 船主、船長または指揮官は、無期強制労働の刑を受けるべきものとする。
2. 船舶のその他の士官は、有期強制労働を受けるべきものとする。
3. すべての乗組員は、重懲役を受けるべきものとする。

船舶および船舶に含まれるすべての物の所有権が犯人またはその共犯に属するときは、それらすべての物は没収されるべきものとする。

第2条 故殺 1人または複数の人の故殺が犯されたときは、直接に故殺に関与した者、およびそれを命じた者、それを阻止できなかったのに阻止しなかった船長に対しては、死刑が言い渡されるべきものとする。

その他の士官には無期強制労働が言い渡され、すべての乗組員には有期強制労働が言い渡されるべきものとする。

第3条 試み 前2カ条に定められた重罪の試みに対しては、そこに定められている刑を1等または2等減じて科せられるべきものとする。但し、第1条に定められた没収を妨げることはない。

第4条 海賊の準備行為 航海の安全に必要な以上の性質をもった且つそれ以上の数の兵器を積んで、船舶通行許可をもたずに航行している、また政府の正規の使命をもたず且つ第154条の2に定められた場合にあたらない日本または外国の船舶に乗船しているすべての者は、海賊の準備行為として有罪とされ、次のとおり処罰されるものとする。

1. 船主および船長は、重懲役および100円以上1,000円以下の罰金。
2. その他の士官は、軽懲役および50円以上500円以下の罰金。
3. 乗組員は、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上40円以下の罰金。

第5条 共犯 承知の上で、船主または船長のために、船舶の保証をしまは賃貸をした者、または船主もしくは船長に計画のための資金を提供した者は、前数カ条の区別に従い、船主または船長の責任とされる重罪の共犯と見なされ、共犯として処罰されるべきものとする。

第6条 外洋での海賊行為 外洋で(en pleine mer)犯された海賊行為についての訴追は、日本臣民に対しても、日本船舶によって捕らえられた外国人に対しても、総則第5条により必要とされる条件に従わないで、日本において行うことができるものとする。但し、犯人が外国で確定判決を受けていない場合に限る。

第2節 奴隷売買および自由人の売買について (De la traite des esclavages et de la vente d'hommes libres)

第1条 奴隷売買 日本船籍または外国船籍の船舶に乗船して、ある国で奴隷を買い、海上輸送して別の国でその奴隷を売る交易を行ったすべての日本臣民は、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 船主、船長、士官、計画の首謀者(chef)または協力者(associé)に対しては、重懲役および100円以上1,000円以下の罰金。
2. すべての乗組員または計画に従事した者に対しては、軽懲役。

第2条 故殺、傷害 1人または複数の奴隷に対して故殺または傷害(coups et blessures)が行われたときは、それを犯した者、それを命じた士官およびそれを阻止できなかったのに阻止しなかった船長または計画の首謀者には、これらの重罪および軽罪について通常の刑(peine ordinaire)が適用されるべきものとする。

第3条 交易の準備行為 日本または外国の港において、交易にあてられた船舶の整備、補給または出航準備に取りかかりまたは承知の上で協力したすべての日本臣民は、交易の準備行為について有罪とみなされ、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 船主、船長およびすべての航海士に対しては、6カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁および10円以上100円以下の罰金。
2. すべての乗組員、職人および提供者に対しては、4カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁および4円以上20円以下の罰金。

第4条 共犯 承知の上で、船主および船長に保証をしまは船舶を賃貸し、またはその計画に資金を提供した者は、船主および船長の共犯と見なされ、共犯として処罰されるべきものとする。

第5条 自由人の売買 奴隷制度(esclavage)が認められている国で自由人を奴隷として売った者、またはその人を奴隷として売るために本人の同意なしに輸送した者は、有期強制労働および100円以上1,000円以下の罰金に処せられるべきものとする。

12歳以下の子供に関しては、刑の最高限が言い渡されるべきものとする。

第6条 外国人に対する適用 本節に定められた刑は、日本において同一行為により有罪と認められた外国人にも適用される。

第7条 国外犯 外国において、本節に定められた行為により有罪と認められた日本臣民の訴追は、外国政府の公式の告発がなくてもまた総則第5条で要求されるその他の条件がなくても、日本で行うことができるものとする。但し、外国において、確定判決がなされていない場合に限る。

第8条 没収 第1条に定められた交易の場合においては、船舶が日本法により裁判を受ける者に属しているときは、その船舶は、そこにあるすべての付属品および金額もしくは価値とともに、没収されるべきものとする。

[第 章の2 国際法に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre le droit des gens)

原注：委員会の少数により提案された改正草案第 章の2。

第1節 中立違反について (De la violation de la neutralité)

第1条 戦闘状態にない外国への軍隊の派遣 (*草案の154条の2第1項から5項が、改正草案の本条になっている。)

第2条 前章の参照 第141条から143条により認められる刑の減免事由についての恩典は、当該規定に該当する有罪と認められた者に適用されるべきものとする。

外国人は、第156条に従って、刑を1等減じられるべきものとする。

第144条の派遣に際して、共通の重罪または軽罪を犯したすべての者に対しては、第144条が適用されるべきものとする。

共犯に関する第146条の規定および警察監視に関する第147条の規定が、同様に適用されるべきものとする。

海賊行為 (piraterie) が行われたときは、次節の規定が適用されるべきものとする。

派遣が遂行されまたは試みられたすべての場合において、船舶、武器、資材または派遣にかかわるその他すべても物は没収されるべきものとする。

第3条 その他の中立違反 (*草案の156条の規定が、若干の修正を加えて改正草案の本条になっている。)

第4条 外国の外交使節に対する重罪および軽罪 日本に居住する外国の外交使節に対して、名誉毀損、侮辱、中傷または公然たる侮辱、書面もしくは口頭による脅迫、住居の侵害または不法監禁により有罪とされた者は、その行為が外交官の身分を理由として外交使節に対して犯されたときは、法律が定める最高刑に処せられるべきものとする。

但し、その場合、拘禁刑は労働を伴わないものとする。

その他の軽罪または重罪が、その身分を理由として外交使節の身体に対して犯されたときは、法律が定める最高刑に処せられるべきものとする。

王家に属する日本政府の賓客に対して犯された同様の軽罪および重罪に対しては、同様の刑が適用されるべきものとする。

第2節 海賊行為について (De la piraterie)

- 第5条 海賊行為の性質, 刑罰 (*草案の第 章の2第1節1条が, 改正草案の本条となっている。)
- 第6条 同前: 故殺 (*草案の第 章の2第1節2条が, 改正草案の本条となっている。)
- 第7条 試み (*草案の第 章の2第1節3条が, 改正草案の本条となっている。)
- 第8条 準備行為 (*草案の第 章の2第1節4条が, 改正草案の本条となっている。)
- 第9条 共犯 (*草案の第 章の2第1節5条が, 改正草案の本条となっている。)
- 第10条 外洋での海賊行為 (*草案の第 章の2第1節5条が, 改正草案の本条となっている。)

第3節 奴隷売買および自由人の売買について (De la traite des esclavages et de la vente d'hommes libres)

- 第11条 奴隷売買 (*草案の第 章の2第2節1条1項1号, 2号が, 改正草案の本条1項1号および3号となっている。)

2. 船舶のその他すべての土官および計画の協力者は, 航海しなかったときでも, 軽懲役および10円以上100円以下の罰金。

日本の裁判権に服する者に属する船舶は, そのすべての付属物とともにおよびそこにあるすべての金額または価値とともに没収されるべきものとする。(*改正草案で追加)

- 第12条 故殺, 傷害 (*草案の第 章の2第2節2条が, 改正草案の本条となっている。)
- 第13条 準備行為 (*草案の第 章の2第2節3条が, 改正草案の本条となっている。)
- 第14条 共犯 (*草案の第 章の2第2節4条が, 若干修正されて改正草案の本条となっている。)
- 第15条 自由人の売買 (*草案の第 章の2第2節5条1項, 2項は, 改正草案の本条の1項, 3項となっている。)
- 同様の目的で, 自由人を買っただけの者の刑は重禁錮とする。売った者も同様の刑とする。(*改正草案の本条2項)
- 第16条 外国人に対する適用 (*草案の第 章の2第2節6条が, 改正草案の本条となっている。)
- 第17条 国外犯 (*草案の第 章の2第2節7条が, 改正草案の本条となっている。)]

第 章 公共の平穩に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre la paix publique)

第1節 連絡用の手段の破壊および損壊について (De la destruction et de la dégradation des voies de communication)

- 第158条 陸路および水路の通行妨害 その通行を妨害する方法で, 道路, 橋, 堤

防, 河川もしくは運河を, 故意に破壊しまたは損害を与えた者は, 2 カ月以上 2 年以下の労働を伴った拘禁刑および 5 円以上 20 円以下の罰金に処せられるべきものとする。 162

第159条 郵便業務の妨害 策略により, 脅迫により, または暴行により郵便業務 (service postal) を妨害しまたは中断させた者にも, 前条に定められた刑が適用されるべきものとする。 163

第160条 電気通信妨害 電柱 (poteau télégraphique) または駅の機器を悪意で倒しまたは破壊した者は, 6 カ月以上 3 年以下の労働を伴った拘禁刑および 10 円以上 50 円以下の罰金に処せられるべきものとする。

単に電信線の切断のみまたは電信線の機能の妨害のみの場合は, 刑は 1 等減じられるべきものとする。 163, f. 1851年12月27日の法律 2, 3 条

第161条 鉄道妨害 罪を犯す意図で (dans une intention coupable), 鉄道の線路もしくは信号機の破壊によりまたはなんらかの方法により, 列車を脱線の危険にさらし, 衝突の危険にさらしまたはなんらかの重大な事故の危険にさらした者は, 重懲役に処せられるべきものとする。 165, f. 1845年7月125日の法律 16, 17, 18 条

第162条 灯台, 標識灯, 浮標等の破壊 船舶 (navire ou bateau) を損壊する意図で, 灯台, 標識灯, 浮標もしくは航行の安全のために設置されたその他の物を破壊しまたは損壊した者にも, 前条に定められた刑が適用されるべきものとする。 166

第163条 加重事由 前 5 カ条に定められた重罪または軽罪が, 道路, 郵便, 電信, 鉄道または航行の職人, 雇い人または係員により犯されたときは, 前 5 カ条に定められた刑は 1 等加重されるべきものとする。 167

第164条 殺人, 傷害 前数カ条に定められた場合において, 破壊の直接的結果として殺人または傷害が生じたときは, 前数カ条の刑より重い, 予謀による殺人, 殴打および傷害の刑が適用されるべきものとする。 168

第165条 内乱, 暴動の場合 本節に定められた破壊または損壊が内乱または暴動の際に犯されたときでも, それらの行為が鎮圧のための公権力の行為を妨害する目的をもっていなかったときは, 本節に定められた刑が適用されるべきものとする。

第166条 未遂 本節に定められた軽罪の未遂 (tentative) は処罰される。 170
(* 改正草案では165条になっている。)

[第166条 内乱, 戦争の場合 第158, 161, 162および164条に定められたいずれかの行

為が、暴動または内乱の開始に際して、正規の部隊展開を遅延させるために行われたときは、実行の試みとみなされ、第138条に従って処罰されるべきものとする。 f. 1851年の法律4, 5条

前項の行為が、戦争の際に利敵のための反逆の目的で行われたときは、刑は無期流刑とする。](*改正草案の166条1項, 2項)

第2節 公務の執行に対して行われた暴動について (Des troubles

apportés à l'exercice des fonctions publiques)

[公権力に対する犯行および侮辱について](*改正草案の標題)

第167条 反逆, 反抗 法令を適用するためにまたは行政もしくは司法の決定を執行するために合法的に行動する地方公務員に対して, [武器を用いず且つ第137条に定められた場合を除いて](*改正草案で追加) 暴力または重大な脅迫により抵抗したことにより有罪と認められた者は, 6カ月以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の暴行または脅迫が、当該公務員が実行を望まない行為を強制する目的をもっていったときも、刑は同一とする。 139, f. 209から221条

[第141条から143条に定められた場合に有罪と認められた者のためには、刑が減免される。](*改正草案で追加された167条3項)

第168条 刑の加重 次のそれぞれの事情により、前条の刑を1等加重する。

1. 犯人が10人 [20人](*改正草案) 以上の人数であったとき。
2. 犯人のうち全員または数人が、凶器 (arme meurtrière) を [公然とまたは隠して](*改正草案) もっていたとき。 0, f. 210から212, 214

[第168条の2 警察監視 軽罪刑を言い渡された反逆の首謀者または扇動者は、1年以上3年以下の警察監視におかれ得る。] f. 221 *改正草案で追加された168条の2)

[第168条の3 殺人, 傷害 反逆の際に故意の殺人または傷害が行われたときは、普通法上の刑は、前数カ条の刑より重い場合は、同等の政治的な刑に置き換えられるものとする。但し、必要な場合には、第144条が適用される。] f. 216 *改正草案で追加された168条の3)

第169条 公務員に対する侮辱 職務執行中またはその職務の際に、その面前で、公務担当者 (officier public) に対して、身振り手振りまたは言葉で、公にまたは直接に犯された侮辱 (l'offense, l'injure, l'outrage) は、2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑 [単純拘禁刑](*改正草案) および5円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。

公務員の面前以外の場で、出版物によりまたは公になされた演説により、[またはその他あらゆる宣伝の方法により](*改正草案で追加) 前項の犯罪が犯されたときは、刑は1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑[単純拘禁刑](*改正草案) および3円以上30円以下の罰金とする。 141, f. 223から233

第170条 公務員に対する名誉毀損 公になされた演説により、または出版物もしくはその他のあらゆる宣伝の方法により、公務員の職務に関して違法な事実を公務員のせいにした者は、その非難が真正であったことを証明しないときは、3カ月以上3年以下の拘禁刑[単純拘禁刑](*改正草案) および10円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。

公務員を非難した事実が公務員の職務に関しないときは、個人に対する名誉毀損の規定が適用されるべきものとする。 0, f. 1881年7月29日の法律31, 35

第171条 刑の加重 前2カ条に定められた刑は、その軽罪が第135条に定められた機関の一つまたはその機関のいずれかに対してまたはその[長もしくは](*改正草案で追加) 構成員に対して犯されたときは、1等加重されるべきものとする。

0

第3節 在監者の脱走および有罪を言い渡された者の処罰を免れさせる
その他の犯罪について (Des évasions de détenus et des autres
infractions tendant à soustraire les coupables à leur punition)

第172条 施錠破壊、監獄等の破壊を伴った脱走、同前：暴力、脅迫を伴った脱走、無期刑の場合 有期刑を言い渡されて在監している者が、施錠破壊 (effraction)、監獄、動産もしくは輸送用車両の破壊 (bris de prison, de mobilier ou de voiture de transport) によって脱走したときは、その者は1カ月以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑に処せられるべきものとする。

脱走が、人に対する暴力または脅迫を用いて行われたときは、拘禁刑は2カ月以上1年以下とする。[但し、暴行または傷害の刑がより重いときは、必要な場合は、暴行または傷害の通常の刑とすることを妨げない。](*改正草案で追加された172条2項の但し書き) 142

犯人が既に無期刑を言い渡されていたときは、これら二つの場合において、刑の一般規則 (Règlement général des peines) により定められた懲戒罰 (peines disciplinaires) を受けるべきものとする。 0

第173条 変則 再犯の結果による刑の通常の加重は、2回目の脱走の場合にだけ適用されるべきものとする。 143

第174条 被疑者,被告人の脱走 未決拘禁の状態にある(en état de détention préventive)被疑者(prévenu)または被告人(accusé)が,第172条に定められたいずれかの方法によって脱走したときは,その者は第172条に定められた刑に処せられるべきものとする。

但し,第一回目の未決拘禁の判決までは,脱走の判決は猶予されるべきものとする。被疑者が未決拘禁に戻されたときは,被疑者は脱走の刑を受けるべきものとする。被疑者が有罪と認められたときは,犯罪の競合についての通常の規定(règle ordinaire du concours d'infraction à punir)が被疑者に適用されるべきものとする。143, f. 245

第175条 複数人の脱走 有罪を言い渡された者または被疑者の脱走が3人以上の者により実行されたときは,第172条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。145

第176条 脱走手段の提供 在監者(détenu)に脱走のためになんらかの器具を提供し,または暴行もしくは威嚇のための武器もしくはその他の手段を提供したすべての者は,その行為だけで,2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

在監者が前項の手段を用いて脱走したときは,刑は1等加重されるべきもの[刑は3カ月以上3年以下の拘禁刑および3円以上30円以下の罰金](*改正草案の刑)とする。[但し,暴行および傷害の刑がより重い場合には,必要なときは,暴行および傷害の刑とすることを妨げない。](*改正草案で追加された176条2項但し書き) 146, f. 239 から 242

第177条 囚人の脱走幫助 暴行もしくは脅迫を用いて,囚人を監視もしくは監督する責任のある者から逃れさせまたは囚人の脱走を助けた者は,1年以上5年[4年](*改正草案)以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円[40円](*改正草案)以下の罰金に処せられるべきものとする。

[在監者または囚人が既に重罪刑を言い渡されていたときは,刑は2年以上5年以下の拘禁刑および20円以上50円以下の罰金とする。](*草案の177条2項1号を修正して改正草案177条2項に移している。)

次の三つの事情のそれぞれについて,刑は1等加重されるべきものとする。

1. 在監者または囚人が,既に重罪刑の言渡しを受けていたとき。(*改正草案では,本条2項に移されている。)
2. この軽罪が,2人以上の者によって犯されたとき。
3. 有罪と認められた者またはそのうちの1人が凶器(armes meurtrières)

をもっていたとき。 147, f. 239から242

第178条 監視の不注意 在監者の監視または囚人の監督をする者が、不注意によりそれらの者を脱走させたときは、監視または監督をする者は、脱走した者が重罪刑を言い渡された者であるときは、5円以上25円以下〔10円以上50円以下〕(*改正草案)の罰金に処せられるべきものとし、脱走した者が拘禁刑〔もしくは拘留〕を言い渡された者または重罪もしくは軽罪の被疑者であるときは、2円以上20円以下〔5円以上25円以下〕(*改正草案)の罰金に処せられるべきものとする。 150, f. 237, 238

第179条 同前：刑の免除事由 不注意による監視者または監督者が、1カ月以内に脱走者を逮捕させたときは、刑を免除されるべきものとする。但し、脱走者が、その間に新たな重罪または軽罪を犯さなかったときに限る。 0, f. 247

第180条 監視者の共謀 監視者または監督者が囚人と共謀したときは、刑は次のとおり定められる。

1. 拘留を言い渡されていた囚人の場合は、2カ月以上1年以下の拘禁刑および5円以上20円以下の罰金。
2. 軽罪により有罪とされていた囚人またはなんらかの被疑者である場合は、1年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金。
3. 有期の重罪刑を言い渡されていた囚人の場合は、軽懲役。
4. 無期の重罪刑を言い渡されていた囚人の場合は、重懲役。 148, f. 237 から 240

第181条 監視者の刑の加重 監視者または監督者が、同時に監獄の破壊、暴行または脅迫を犯しまたは助けたときは、前条の刑は1等加重されるべきものとする。 0, f. 237 から 240

第182条 公民権剥奪違反 有罪判決の結果、公民権剥奪または公民権の全部もしくは一部の停止状態にある者が、禁止されている一つまたは複数の公民権を不正に行使したときは、その者は、1カ月以上1年以下の単純拘禁刑および2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。 154, f. 1852年2月2日の法律32条

第183条 警察監視違反 警察監視のもとにおかれている者が、法令によりその監視に加えられている義務に故意に違反したときは、その者は、15日以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑に処せられるべきものとする。 155, f. 45

第184条 再犯の変則 前2カ条の場合において、再犯加重は同様の第2の犯罪についてだけ行われる。 156

第185条 脱走者の隠匿：区別 承知の上で且つ故意に、脱走した在監者もしくは

囚人または監視のもとにおかれている者に隠れ場所を提供した者、または行くへをくらすことを助けた者は、それらの者が拘留を言い渡された者、拘禁刑を言い渡された者、またはなんらかの被疑者であるときは、11日以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。

それらの者が重罪刑を言い渡された者であるときは、刑は1等加重されるべきものとする。(* 草案の2項は、改正草案にはなく、類似の規定が改正草案の3項になっている。)

それらの者が逮捕を意図した司法訴追の対象となっている者であるときは、刑は、未決拘禁者(*détenu préventivement*)に対するものと同一とする。(* 本項は、改正草案の2項となっている。) 151, f. 248

[それらの者が重罪刑を言い渡された者であるときは、刑は1カ月以上6カ月以下の拘禁刑および4円以上20円以下の罰金とする。](* 改正草案の185条3項)

第186条 死体の隠匿 犯人を裁判から逃れさせる目的で、殺されたと判っている人の死体、または毒を盛った結果、殴打もしくは傷害の結果、または刑事訴追を行うべきその他の原因の結果死亡したことが判っている人の死体を隠匿した者はすべて、2カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 152, f. 349

第187条 親族または姻族の刑の免除 次の者は、前2カ条に定められた刑を免除される。裁判を逃れた者の適法な配偶者、直系の親族もしくは姻族、尊属もしくは卑属、その兄弟姉妹、伯父叔母、甥姪、および同一親等の姻族。 153, f. 248条2項

第188条 未遂 本節に定められた軽罪の未遂は、処罰される。 149, f. 241, 245

第4節 兵器および禁止された武器に関する軽罪について (*Des délits relatifs aux armes de guerre et aux armes prohibées*)

第189条 兵器：製造、輸入、売却 政府の許可なしに、その製造が政府に留保されている[または政府により認可されている](* 改正草案) 兵器もしくは飛び道具、弾薬、火薬もしくは爆発性の物質を製造した者は、6カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および50円以上200円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項と同様の性質をもつ物を、許可なしに、日本に輸入した者に対しても刑は同一とする。

本条に定められたいずれかの物を買った者は、3カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および25円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。

157, f. 1834年 5月24日の法律 2, 3 条

第190条 禁止された武器 禁止された武器を製造しまたは日本に輸入した者は、2 カ月以上 1 年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の物を売っただけの者は、1 カ月以上 6 カ月以下の拘禁刑および10円以上 50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 0, f. 314条 1 項, 1834年 5月24日の法律 1 条

第191条 職人等 職人、雇い人または係員の資格で、それらの物の製造、輸入または販売に、承知の上で従事しただけの者は、前 2 カ条の刑を 2 等減じられるべきものとする。 158

第192条 未遂 前数カ条の未遂は、処罰される。 159

第193条 警察監視 前数カ条により拘禁刑を言い渡された者を、6 月以上 2 年以下の期間、警察監視のもとにおくことができる。 0, f. 315, 1834年 5月24日の法律 4, 11条

第194条 所持 前数カ条に定められた一つまたは複数の物の所持者と認められた者は、それを売らなかつた限り、5 円以上25円以下の罰金に処せられるべきものとする。 160, f. 314条 2 項, 1834年 5月24日の法律 1 条

第195条 没収 前数カ条に定められたすべての物ならびにそれらの物を製造できる機器は、それが誰の手にあると、没収されるべきものとする。 195, f. 314条 3 項, 1834年 5月24日の法律 4 条

第 5 節 浮浪および物乞いについて (Du vagabondage et de la mendicité)

第196条 浮浪、加重、監視 現住所または通常の居所、仕事、技術、職業またはその他の生活の正当な手段を証明できずに、公道その他の公の場所または [私的な場所であっても] (*改正草案) 無人の場所で放浪しているところを見つけた者は、浮浪者とみなされ、11日以上 2 カ月以下の労働を伴った拘禁刑に処せられるべきものとする。 425条12号, f. 269 から 271

浮浪者が公然たるもしくは密かな武器 (arme apparente ou cachée), 偽の鍵、家宅侵入の手段または重罪もしくは軽罪を犯すためのその他の道具をもっているところを見つけたときは、刑は 1 等加重されるべきものとする。

[次の情況のそれぞれにつき、刑は 1 等加重されるべきものとする。

1. 浮浪者が公然たるもしくは密かな武器 (arme apparente ou cachée), 偽の鍵、家宅侵入の手段または重罪もしくは軽罪を犯すためのその他の道具をもっているとき

ろを見つけたとき。

2. 浮浪者が、人に対して、武器をもたなくても暴行を加え、または脅迫の言葉をあびせたとき。](*改正草案の196条2項)

すべての場合において、浮浪者は、1年以上2年以下の期間、警察の監視のもとにおかれるべきものとする。

第197条 疑わしい物の差し押さえ 浮浪者が、宝石、高価な物またはその立場と不釣り合いな金額をもっているところを見つかり、その所持の正当性を証明できないときは、それらの物は一時的に差し押さえられ、それらの物が第三者からの正当な要求の対象でなかったときは、警察監視の後に所持人に返還される。 0, f. 278

第198条 刑の停止 浮浪者に労働と住居を提供し且つ将来についての良い品行を保証する市町村または個人が浮浪者の権利を請求したときは、第196条に定められた拘禁刑および監視は、知事の行政処分 (*décision administrative*) により停止され得る。

[裁判所は、前項の権利の請求および保証の提供が刑の言い渡し前になされたときは、判決を延期し訴訟事件目録から事件を消すことができる。](*改正草案で追加された198条2項) 0, f. 272

第199条 物乞い 日常的に物乞いをしている健康な者は、2週間以上2カ月以下の労働を伴った拘禁刑に処せられるべきものとする。

前項の刑は、自己のために、12歳未満の子供に物乞いをさせた者にも適用される。 0, f. 276 から 280

[199条の2 参照 第196条、197条および198条の規定は、浮浪者でなくてもそれらの規定に定められた状況にある健康な物乞いに適用される。](*改正草案で追加された199条の2) 0, f. 276条から280条

第6節 住居の侵害について (*De la violation de domicile*)

第200条 昼間の住居侵害、刑の加重 正当な理由なしに、昼間、人が居住する家屋、敷地もしくはそれらの付属の建物に密かに侵入し、または入場が認められている時間外に、公共の建物 [監視のいる施設、劇場] (*改正草案で追加) もしくは寺院に密かに侵入し、最初の勧告で退出しなかった者は、11日以上2カ月以下の労働を伴った拘禁家および2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。

たとえ犯人が退出を申し出ても、次のそれぞれの事情により、刑は4分の1加重されるべきものとする。

1. 隠れているところを見つけたとき。
2. 家宅侵入 (escalade, effraction) によりまたは偽の鍵で、建物またはその付属の建物に侵入したとき。
3. 危険な武器または重罪もしくは軽罪を犯すための道具をもっていたとき。
4. 武器をもたなくとも、人身に対して暴行 [脅迫] (*改正草案で追加) を行ったとき。[但し、必要な場合には、暴行または脅迫についてより重い刑が科せらる。] (*改正草案で追加)
5. 犯人が2人以上の複数でたあつたとき。 171, f. 184条2項

第201条 同前：夜間 住居の侵入または公共の建物、寺院もしくはその付属の建物への侵入が夜間に行われたときは、たとえ犯人が退出を申し出たときであっても、労働を伴った拘禁刑は、1カ月以上6カ月以下とし、罰金は4円以上20円以下とする。但し、前条に定められたそれぞれの事情により刑は1等加重されるものとする。 172

第202条 皇居 犯人が皇居 (résidences impériales) に侵入したときは、前2カ条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。

[第202条 皇居 犯人が皇居に侵入した場合、刑は、昼間については2カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金とし、夜間については6カ月以上2年以下の拘禁刑および20円以上100円以下の罰金とする。但し、いずれの場合にも、前記の加重がなされる。](*改正草案の202条)

[第6節の2 犯罪者の結社について (Des associations de malfaiteurs) (*改正草案で追加された第6節の2)

原注：委員会の少数により提案された改正草案の条文

第1条 軽罪の性質 共通の利益または利点のために、人身に対するまたは所有物に対する重罪または軽罪を一緒にまたは個別に犯す目的で結社を設立したと認められた者は、犯罪者の結社の事実だけで次のとおり処罰されるべきものとする。

扇動者、結社の指導者およびなんらかの権力を行使した者は、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑に処せられるべきものとする。

その他の参加者は、1年以上3年以下の労働を伴った拘禁刑に処せられるべきものとする。

但し、いずれの場合においても、当該結社の結果犯した罪については、必要な場合は、より重い刑に処すことを妨げない。 0, f. 265 から 268

第2条 共犯 承知の上で、1人または複数の参加者に、武器または犯罪の手段、住居、集会場所、隠れ家を得させた者は、犯罪者の結社に関する軽罪の共犯とみなされ処罰されるべきものとする。 0, f. 61, 268

第3条 刑の免除 結社が別の犯罪を犯す前でいかなる訴追も開始されていないときにその結社を退いた単なる参加者について、およびたとえ訴追が開始されていても別の犯罪の前に自ら囚人となり且つ他の参加者を知らせた主たるまたは従たる指導者については、刑が免除される。 0

第4条 警察監視 前記第1条および2条により刑が言い渡された者および前条により刑が免除された指導者に対しては、1年以上3年以下の警察監視が言い渡される。
0]

第7節 封印破棄および封印されまたは記録保存所におかれた物の窃取
について (Du bris de scellés et des soustractions d'objets placés sous
les scellés ou dans les greffes)

第203条 封印破棄 公権力の管理または命令により、出入り口、金庫、箱、もしくはその他の物に貼付された封印を故意に破棄しまたは取り除いた者は、その事実だけで、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 174条1項, f. 251, 252

第204条 封印された物の窃取、破壊 封印破棄を犯した者が、人に対する暴行も脅迫も用いないで、封印された物の全部または一部を窃取しまたは破壊したときは、刑は1等加重された密かな窃盗 (vol clandestin) の刑とする。 175, f. 253

[人に対する暴行または脅迫が行われたときは、暴行を伴った窃盗の通常の刑が適用されるものとする。] (* 改正草案で追加された204条2項)

第205条 刑事訴訟の証拠物件 封印破棄により窃取されまたは破壊された物が、重罪もしくは軽罪の訴訟手続またはまだ終結していない訴追に関する証拠物件または原本であるときは、刑は2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金とする。 0, f. 251

第206条 書記課にある物の窃取 前条に定められた証拠物件または訴訟書類で、書記課もしくは裁判官、検察官もしくは司法補助吏の手中に託されている書類が不法に窃取されまたは破壊されたときは、刑は6カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上40円以下の罰金とする。 0, f. 254

第207条 監視人、書記等の刑 前数力条に定められた軽罪により有罪と認められた封印の監視人、書記またはその他の司法補助吏に対しては、前数力条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。 174条2項, f. 251条2および3項, 252
単なる不注意の場合は、前項の者は5円以上50円以下の罰金に処せられるべき

ものとする。 176, f. 249, 250, 254

第208条 加重事由 本節に定められた窃取または破壊の場合はすべて、密かな窃盗の通常の刑は、その軽罪に伴った加重事由により加重されるべきものとする。

人に対する暴行または脅迫が行われたときは、暴行を伴った窃盗の通常の刑が適用されるべきものとする。 0

[第208条 加重事由 本節に定められた窃取または破壊の場合はすべて、密かな窃盗の通常の刑は、第411条, 414条および425条に応じて、軽罪に伴った加重事由により加重されるべきものとする。](*改正草案の208条)

第209条 未遂 前数力条の軽罪の未遂は処罰される。 0, f. 251条 1項

第210条 国有財産 国家もしくは政府 (administration publique) に属するまたは宗教のために用いられる動産もしくは不動産のそれ以外の窃取, 破壊もしくは損壊で、その行為に関して特別な刑が定められていないものは、第 編 章に定められた区別に従って、個人に対して犯された同一の犯罪として処罰されるべきものとする。 0

第 8 節 正当に要求された業務の拒否について (Du refus d'un service légalement dû)

第211条 安全保持義務 秩序維持機関の指揮官, 士官または下士官が、行政権または司法権による正式な要求を受けてその指揮下におかれた武力を発動させなかったときは、1 カ月以上 6 カ月以下の単純拘禁刑および 5 円以上 50 円以下の罰金に処せられるべきものとする。[但し、より重い重罪または軽罪の共犯である場合には、より重い刑が科せられる。](*改正草案で追加された211条但し書き) 177, f. 234

第212条 鑑定 医師 (médecin, officier de santé), 科学者 (chimiste), またはその他の者が、その職業により官庁から正式に要求されて、正当な理由なしに、死体解剖、鑑定またはなんらかの検査の執行を拒否したときは、5 円以上 50 円以下の罰金に処せられるべきものとする。 179

[伝染病の際にまたは伝染病患者が乗船している疑いのある船舶が入港した際に、正当な理由なしに、その危険を検査しまたは克服するために行政の要求に応じなかった医師に対しても同一の刑が科せられるべきものとする。

家畜の伝染病だけについては、業務を拒否した獣医は、3 円以上 30 円以下の罰金に処せられるべきものとする。](*草案の213条 1, 2 項が、改正草案の212条 2, 3 項となっている。)

第213条 伝染病の場合 伝染病の際にまたは伝染病患者が乗船している疑いのあ

る船舶が入港した際に、正当な理由なしに、その危険を検査しまたは克服するために行政の要求に応じなかった医師に対しても同一の刑が科せられるべきものとする。

家畜の伝染病だけについては、業務を拒否した獣医は、1等減じられた同一の刑を受けるべきものとする。 181

[第213条 軍務 陸海軍の軍務から逃れる目的で、自ら身体の損傷または障害を引き起こした者は、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。 178, f. 235, 1872年7月27日の法律63条 この軽罪の未遂は処罰される。

軍務拒否のその他の場合は、徴兵に関する法律によって処罰されるべきものとする。](*改正草案で追加された213条1から3項)

第213条の2 その他の適法な業務拒否 正当な理由なしに、その他すべての適法に要求された業務を拒否したときは、2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。

原注：委員会の少数により提案された213条の2。

第 章 公共の信用に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits contre la confiance publique)

第1節 通貨偽造について (De la fausse monnaie)

第214条 法定通用力ある金貨、銀貨の偽造 法定通用力のある日本または外国の金貨もしくは銀貨を偽造して日本で流通においた者は、無期強制労働に処せられるべきものとする。 182条1項, f. 132条1項

本質的な価値を減らし、名目上の価値の表示を増やし、金貨もしくは銀貨に異なった金属を塗りつけて、前項で定められた通貨を変造し且つそれを流通においた者に対しては、刑は軽懲役とする。 182条2項

[前項の通貨を偽造しただけでそれを流通におく意図がなかった者またはその変造には加わらないでそれを流通においた者に対しては、刑は重懲役とする。](*改正草案で追加された214条3項) 186条1項

[第214条の2 変造 本質的な価値を減らし、異なった金属をそれに塗りつけ、名目上の価値の表示を増やし、前条の通貨を変造し、それを流通においた者は、重懲役に処せられるべきものとする。

前項の変造だけを行いそれを流通におく意図がなかった者または変造には加わらないで変造の通貨を流通させた者に対しては、刑は2年以上5年以下の労働を伴った拘

禁刑および20円以上50円以下の罰金とする。] 182条 2 項, f. 134 (* 改正草案で追加された214条の 2)

第215条 任意の通用力の外国の金貨、銀貨の偽造 日本において任意の通用力しかもたない [日本のまたは] (* 改正草案) 外国の金貨もしくは銀貨を偽造して [日本で] (* 改正草案) 流通においた者は、重懲役 [強制労働] (* 改正草案) に処せられるべきものとする。 183条 1 項, f. 133

前項の通貨を変造して日本で流通においた者に対しては、刑は 2 年以上 5 年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金とする。

[前項の通貨を変造しただけの者または変造には加わらないで変造の通貨を流通においた者に対しては、刑は軽懲役とする。] (* 改正草案の215条 2 項)

第216条 紙幣偽造 日本もしくは外国またはそのために認められた日本国もしくは外国の公的な銀行が発行し、通貨の代わりをする有価証券 (papier faisant fonction de monnaie) に関する偽造または変造に対しても、前 2 カ条の區別に従って、前 2 カ条に定められた刑が適用される。 184, f. 193

[第216条の 2 変造 処罰される変造は、真実の紙幣の価値の数字、記号、識別模様の変更である。] 0 (* 改正草案で追加された216条の 2)

第217条 銅貨の偽造 法定通用力のある銅貨 (monnaie de cuivre) [ニッケル貨またはその他の硬貨] (* 改正草案) を偽造して日本で流通においた者は、軽懲役を言い渡されるべきものとする。 185条 1 項, f. 132条 2 項

前項の銅貨の変造だけの場合は、刑は 6 カ月以上 2 年以下の労働を伴った拘禁刑および 4 円以上40円以下の罰金とする。

[前項の銅貨を偽造しただけの者または偽造のは加わらなかったが偽貨を行使した者に対しては、刑は16カ月以上 4 年以下の労働を伴った拘禁刑および16円以上40円以下の罰金とする。] 186条 1 項 (* 改正草案の217条 2 項)

[第217条の 2 変造 前条の硬貨を変造し、それを流通においた者は、2 年以上 5 年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 185条 2 項, f. 132条 2 項

前条の硬貨を変造しただけのものまたは変造された硬貨を流通においただけの者に対しては、刑は 1 カ月以上 3 年以下の労働を伴った拘禁刑および12円以上36円以下の罰金とする。 186条 1 項] (* 改正草案で追加された217条の 2)

第218条 銅貨偽造 日本において任意の通用力しかもたない銅貨については、刑は、偽造の場合は 1 年以上 3 年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金とし、単なる変造の場合は 3 カ月以上 1 年以下の拘禁刑および 3 円以上30円以下の罰金とする。 0

[第218条 任意の通用力ある銅貨、ニッケル貨の偽造 日本において任意の通用力しかもたない日本または外国の銅貨、ニッケル貨またはその他の硬貨については、流通に結びついた偽造またはそのいずれかの軽罪だけは、8カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および8円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。](*改正草案の218条)

[第218条の2 同前：変造 前条の硬貨を変造して流通においた者またはそれらのいずれかの犯罪を犯した者に対しては、拘禁刑は6カ月以上18カ月以下とし、罰金は6円以上18円以下とする。](*改正草案で追加された218条の2)

第219条 減軽 前4カ条に定められた刑は、次のとおり減軽されるべきものとする。

1. 通貨偽造または変造の犯人が、その意思とは無関係な事情により、日本におけるその流通を妨げられたときは、1等。
2. 自己の偽造または変造による通貨を流通におくことを試みなかったときは、2等。
3. 偽造または変造の未遂だけのときは、3等。
4. 押し型、金型、彫られた原板またはこの種の偽造のためのその他の器具の作成である偽造の準備行為だけのときは、4等。 186条2項

[第219条 日本への輸入 流通におくかおかないかを問わず、偽造または変造の貨幣もしくは紙幣を日本に輸入した者は、流通におくかおかないかを問わず、日本で偽造または変造した者と同一の刑の処せられるべきものとする。但し、外国における偽造または変造の犯人として科せられた刑は別とする。 189, f. 132条から134条

前項のように輸入された通貨を流通においただけの者は、日本において偽造または変造された通貨を流通においた者と同様に処罰されるべきものとする。] 0 (*改正草案の219条)

第220条 正犯 職人として、当該偽造または変造に直接に関与した者 [および偽造または変造の貨幣または紙幣を日本に輸入した場合には、他人のために、事情を知って日本の港に当該目的物を運搬した船主および船長] (*改正草案で追加) は、前数カ条に定められた区別に従い、当該通貨および紙幣の偽造または変造の正犯 [共犯] (*改正草案) として処罰されるべきものとする。

偽造または変造の職人を援助しただけの者については、刑は3等減じられるべきものとする。 187

第221条 減軽 貨幣もしくは紙幣の偽造または変造のために建物を提供しただけの者は、第219条に定められるように、場合に応じて、偽造または変造の刑を1等

減じた刑に処せられるべきものとする。 188

[第221条 共犯 貨幣または紙幣の偽造または変造のための建物,または犯罪のための器具で実際に役だった器具を提供した者は,流通におかない偽造または変造の共犯として,正犯の刑を1等減じて処罰される。 188

偽造または変造に直接協力しなかった場合でも,人として正犯を援助した者は,前項と同様とする。 187条2項

偽造通貨の輸入に関しては,事情を知って,偽造の通貨を積み込みまたは荷下ろしした者またはそれが船舶に現存することを隠した者は,共犯とみなされる。] 0

(*改正草案の221条)

第222条 偽貨の輸入 偽造または変造の貨幣または紙幣を日本に輸入した者は,上で定められた貨幣または紙幣の偽造または変造の正犯と同様の刑に処せられるべきものとする。但し,その者が外国における偽造または変造の正犯であった場合に,その者が科せられた刑は別とする。

[第222条 刑の段階的減輕 偽造または変造が完成した後,それを流通におこうとしただけの者については,偽造変造とそれに続く流通につき前数力条に定められた刑は,1等減じられるべきものとする。 186条1項

流通を伴わない偽造または変造の刑は,それを試みただけの者については2等減じられ,押し型,金型,彫られた原板またはこの種の偽造のためのその他の器具の作成である偽造の準備しか行わなかった者については2等から3等減じられるべきものとする。 186条2項

偽造または変造に関係しないで,流通におくことを試みただけの者に対しては,流通におく刑は1等から2等減じられるべきものとする。] 0 (*改正草案の222条)

第223条 流通 貨幣もしくは紙幣の偽造または変造に直接関与しなかったが,日本において,故意にそれを流通においた者は,第219条2号に従って,自らが偽造または変造した通貨を流通におかなかつた偽造または変造の正犯として処罰されるべきものとする。

流通におこうと試みただけのときは,刑は1等減じられるべきものとする。

0

[第223条 同前 偽造または変造の共犯であつて,偽造または変造の通貨を流通においた者は,流通においた偽造または変造の刑より軽い最高の刑を受けるべきものとする。

前項の共犯が流通におくことを試みただけのときは,その共犯は2等減じられた刑を受けるべきものとする。] 0 (*改正草案の223条)

第224条 警察監視 前数力条の規定の適用によって拘禁刑が言い渡される種々の場合においては,刑の言渡しを受けた者は,さらに,1年以上2年[3年](*改

正草案)以下の期間,警察の監視のもとにおかれるべきものとする。191(*草案224条は,改正草案では225条になっている。)

[前条により刑を免除された者に対しては,警察監視は2年以上5年以下とする。]0,
f.138条2項(*改正草案で追加された225条2項)

第225条 刑の免除 通貨偽造または変造,日本への輸入の正犯または共犯が,通貨が流通におかれる前で且つあらゆる訴追の前に,自ら囚人となって,正犯を裁判所に告発したとき,またはたとえ訴追が開始された後であっても,主たる犯人の逮捕をもたらし且つ偽造または変造の貨幣もしくは紙幣の押収をもたらしたときは,その者のために,前数力条に定められた刑の免除事由(*excuse absolutoire et exemption des peines*)が適用されるべきものとする。但し,3年以上7年以下の期間,警察監視の適用は別とする。225, f.138条1項(*草案225条は,改正草案では224条となっている。)

第226条 偽貨受け取り後の流通 偽造または変造された日本のまたは外国の金貨もしくは銀貨,紙幣で,日本において法定通用力または任意の通用力のあるものを,善意で受け取り,それに瑕疵があることを知った後,再び流通においた者は,その価格の2倍にあたる罰金に処せられるべきものとする。但し,この罰金は2円を下回ることはできない。193, f.135

第227条 没収 偽造または変造の硬貨または紙幣,偽造の道具,およびその犯罪の利益は,それが現物で存在し且つ被害者にその返還が可能でないときは,没収されるべきものとする。0

第2節 国璽,官庁の証印および刻印の偽造および不正使用について
(*De la contrefaçon et de l'usage frauduleux des sceaux, timbres et marques officiels*)

第228条 国璽偽造 帝国国璽を偽造した者,または偽造の国璽が押印されたなんらかの書類もしくは文書を不正に使用した者は,無期強制労働に処せられるべきものとする。194

[第228条 国璽偽造 帝国国璽を偽造し且つ自ら偽造した国璽を不正使用した者は,無期強制労働に処せられるべきものとする。

前項の国璽を偽造し使用しなかった者,または偽造に協力しなかったがその国璽が押印された書類もしくは文書を承知の上で使用した者に対しては,刑は有期強制労働とする。](*改正草案の228条1項,2項)

第229条 公印偽造 官,院,省,使,府,県および裁判所に専用の国家の公印ま

たは証印のいずれかを偽造した者、または偽造の当該公印のいずれかが押印された文書を不正に使用した者は、重懲役に処せられるべきものとする。 195

[第229条 公印偽造 中央官庁、県の機関またはすべての機構の裁判所の公印または証印を偽造し且つ自ら偽造した公印を不正に使用した者は、有期強制労働に処せられるべきものとする。

前項のいずれかの公印を偽造した者、または偽造には協力しなかったがその公印が押印された文書を不正に使用した者に対しては、刑は重懲役とする。](*改正草案の229条1, 2項)

第230条 その他の証印偽造 一定の文書、製品または商品に貼付すべき官庁のその他の証印、検印または刻印 (timbre, marque ou poinçon) を偽造した者、または偽造の証印、検印または刻印が押印された文書を不正に使用した者は、軽懲役に処せられるべきものとする。 196

[第230条 その他の印章偽造 一定の文書、製品または商品に貼付すべき官庁のその他の証印、検印または刻印を偽造した者および自ら偽造した証印等を不正に使用した者は、重懲役に処せられるべきものとする。

前項の証印等を偽造して使用しなかった者、または偽造に協力せず不正使用した者に対しては、刑は軽懲役とする。

官庁の証印等を貼付すべき商品または製品に偽造された検印または刻印を貼付しただけの行為は、処罰されるべき使用となる。](*改正草案の230条1, 2, 3項)

第231条 印紙等の偽造 国家または政府が発行した証印が押印された書類、郵便切手またはその他の印紙 (timbre mobile) を偽造しそれを流通においた者は、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。

偽造された印紙等を流通においた者、またはそれを不正に使用した者に対しても前項と同様の刑が言い渡されるべきものとする。 198

[偽造された前項の印紙等を事情を知って流通においた者、または不正に使用した者に対しては、刑は16カ月以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および16円以上40円以下の罰金とする。](*改正草案の231条2項)

第232条 真正な証印の不正使用 帝国の真正な証印、公印、官印を不法に貼付して不正な使用を行った者は、それらの物の偽造者 (contrefacteur) の刑を1等減じられた刑に処せられるべきものとする。

前項の証印または公印の不法な貼付には関与しなかったが、そのように変造された書類を不正に使用した者についても、刑は前項と同様とする。

それらの証印または公印の不正な貼付が、その保管者である公務員によってなされたときは、刑は偽造者の刑とする。 197, f. 141, 143

第233条 紙型の移し替え なんらかの方法で、国璽、証印または官印のある書類から他の紙型に移し替え、そのようにして変造された書類を不正に使用した者は、前条に定められた刑に処せられるべきものとする。

書類の変造には関与しなかったが、それを不正に使用した者についても同様とする。 0

[書類の変造には関与しなかったが、それを不正に使用した者については、刑は1等減じられるべきものとする。](*改正草案の233条2項)

[第233条の2 外国の国璽、証印 外国の国璽、官庁の証印および刻印に関して、日本で前数カ条の犯罪を犯した者に対しては、偽造および不正使用につき前数カ条で定められた刑は1等減じられるべきものとする。] 0 (*改正草案で追加された233条の2)

第234条 参照 前2カ条[前3カ条](*改正草案)の規定は、本章第5節に定められた旅券およびその他の許可証には適用されない。 0

第235条 使用済みの証印 既に使用された証印が押印された書類または印紙を、故意に使用した者は、5円以上25円以下の罰金に処せられるべきものとする。

199

第236条 未遂 本節に定められた軽罪の未遂は処罰される。 200, f. 142, 143

[第236条 未遂 本節に定められた不正使用の未遂の場合は、不正使用の刑を1等から2等減じられるべきものとする。

前項の未遂の共犯だけの者については、刑は常に2等減じられるべきものとする。] (*改正草案の236条1項, 2項)

第 節 公文書偽造について (Du faux en écriture publique ou authentique)

第237条 公文書偽造、偽造公文書不正使用 公務員または政府から発せられたものとして文書を偽造してそれを不正に使用した者は、軽懲役に処せられるべきものとする。

条項、日付、氏名もしくは署名を改ざんして真正な公文書を変造し、そのようにして変造された文書を不正に使用した者に対しても、刑は前項と同様とする。

203, 204, f. 147

[第237条 公文書偽造、変造、虚偽申告、不正使用 次の者は軽懲役に処せられるべきものとする。

1. 不正な目的で、公務員または政府から発せられたものとして、公のまたは私的な利益を害する文書を偽造したもの。
2. 前項と同様の目的で且つ同様の情況で、証明する目的をもった文書の対象、要点もしくは数字、場所もしくは日付、指名もしくは署名に関して削除、追加もしくは変更により真正な公文書の原本または真正な写しを変造した者。 203, 204, f. 147
3. 前項と同様の目的で、文書の作成に際して公務員に虚偽の申請を行った者。
4. 偽造または変造に協力しなかったが、偽造または変造の書類を不正に使用した者。偽造に協力して不正に偽造書類を使用した者に対しては、刑は軽懲役の最高とする。](*改正草案の237条)

[第237条の2 不正使用未遂、共犯 偽造書類の不正使用の未遂だけの者に対しては、前条の刑は2等減じられるべきものとする。

不正使用の共犯に過ぎない者には、刑は常に2等減じられるべきものとする。]

0 (*改正草案で追加された237条の2)

第238条 公務員による偽造 その職務に属する国家または個人に関する事実を証明するための証書もしくは文書の原本を作成する際に、事実、日付もしくは関係者の氏名を変えて、または間違いだと判っている事実を記載して、または真正で重要な事実の記載を怠って、偽造を犯した公務員または公務担当者は、重懲役に処せられるべきものとする。

公務担当者が、そこに記載されている重要な記載事項に追加、削除または変更を加えて真正且つ真実な証書を偽造したときも、刑は前項と同様とする。 205, f. 145, 146

偽造が、当該公務員または公務担当者により交付され且つその者によって原本と同一であると保証された謄本になされたときは、刑は1等減じられるべきものとする。

「そのようにして偽造された文書の使用または使用未遂に協力した公務担当者に対しては、重懲役の最高刑が言い渡されるべきものとする。」(*改正草案の238条3項)

第239条 より重い刑 国璽もしくは官印の偽造、または真正な国璽もしくは官印の不正使用の場合は、前数カ条の刑は、前節で定められたより重い刑を排除するものではない。 206

[第239条の2 参照 本節の規定は、後の第 節で定められる文書の偽造には適用しない。](*改正草案で追加された239条の2) 0, f. 149

第 節 私文書偽造について (Du faux en écriture privée)

[私印および私文書偽造について](*改正草案の標題)

第240条 手形偽造 裏書きによりまたは所持人に支払われるべき為替手形 (lettre de change), 約束手形 (billet à ordre) またはその他のあらゆる流通手形 (effet négociable) を第三者の名義でまたは架空の名義で偽造して, 不正に使用した者は, 軽懲役に処せられるべきものとする。

氏名, 場所, 日付, 金額またはその他重要なあらゆる記載を変更して, 真正且つ真実な前項の証書を偽造し, それを不正に使用した者についても前項と同様とする。

同様の方法を用いて, 当該証書に不正に裏書きをまたは金額の支払いを受けた者も同様の刑に処せられるべきものとする。

[第240条 私印偽造 他人の私印を偽造し, それを私文書に不正に押印した者は, 次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 単なる裏書きによりまたは所持人に支払われるべき為替手形, 約束手形, またはその他のあらゆる譲渡できる手形または主たる約束もしくは単なる裏書き, 保証もしくは受領証に関する当該文書については軽懲役。
2. 動産もしくは不動産の譲渡, 何らかの金額もしくは価値の債務もしくは弁済について記載している私文書, 民事上のまたは商事上のその他のあらゆる文書については2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金。
3. 他人を害する通信文, 声明文, 訴訟書類またはその他の書類については1年以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金。] 208参照, 147, 150 (*改正草案の240条)

[第240条の2 署名偽造 私印なしに公正を証明する場合は, 当該文書に私人の署名を偽造したときは, 前条の規定のもとで, 前条に定められた刑が適用されるべきものとする。

偽造の私文書が, 書面による証明の最初のときだけしか認められなかったときは刑は1等減じられるべきものとし, 単なる情報としてしか価値をもたなかったときは刑は2等減じられるべきものとする。] 0, f. 147, 150 (*改正草案で追加された240条の2)

第241条 私文書偽造 金額または価値の譲渡 (aliénation), 債務 (obligation) もしくは弁済 (libération) を記載したその他の私文書, 商業上のまたは民事上の文書のあらゆる偽造または変造は, 1年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。

その他前数カ条の規定に含まれない私文書の偽造および変造は, 1カ月以上1

年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

すべての場合において、偽造された書類の不正使用があったときに限り、刑が適用される。 210

[第241条 私文書変造 真正な印鑑が押印されているまたは印鑑の押印がないことを証明する私文書に、氏名、場所、日付、金額もしくはその他の重要な記載を追加もしくは削除、変更もしくは改ざんして不正に変造した者は、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 第240条1号に定められた文書については、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金。
2. 第240条2号の場合には、1年以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金。
3. 第240条3号の場合には、6カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上20円以下の罰金。

印鑑を押印してない偽造文書が未完成な証拠でしかないときは、前条2号に定められた区別に応じて刑は1等または2等減じられるべきものとする。] 209, 210参照, f. 147, 150 (*改正草案の241条)

[第241条の2 私文書変造 異なる文書に他人の真正な印鑑または偽造に協力しなかったが偽造の印鑑を不正に押印した者は、前条1項1号から3号の刑に処せられるべきものとする。] 0 (*改正草案で追加された241条の2)

第242条 不正使用 前数カ条に定められた刑は、偽造に関与しなかったが、偽造された書類を故意に不正使用した者に適用されるべきものとする。 0

[第242条 偽造文書の不正使用、偽造と使用の併合 他人の印鑑または署名、真正な印鑑もしくは偽造の印鑑の不正な押印、正規の文書の変造に協力しなかったが、そのようにして偽造または変造された文書を不正に使用した者は、その偽造または変造の正犯と同様の刑に処せられるべきものとする。 0, f. 151

偽造または変造の正犯もしくは共犯で自ら偽造または変造の文書を不正に使用した者に対しては、定められた刑の最高が言い渡されるべきものとする。] 0 (*改正草案の242条1項, 2項)

第243条 未遂 本節に定められた軽罪の未遂は処罰される。 211

[第243条 未遂 不正使用の単なる未遂または共犯の場合は、前数カ条の刑は第237条の2に定められたとおり減じられるべきものとする。] 211 (*改正草案の243条)

第5節 旅券、免許証および証明書の偽造について (Des faux passe-ports, faux permis et faux certificats)

第244条 許可証偽造 公務員または公権力が発行したのものとして、旅券、狩猟免許、滞在許可証もしくは権利[または能力](*改正草案)を行使するために必要なその他の行政証書を偽造し、それを不正に使用した者は、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し、必要があるときは、国璽または官印の偽造の刑を適用することを妨げない。
213, f. 153, 156

第245条 虚偽の申請、刑の加重 偽名もしくは虚偽の資格を用い、または身分もしくはその許可証を得るための権利および資格を偽って、旅券、狩猟許可もしくは行政によるその他の許可証を発行させた者は、2週間以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 f. 154, 157

故意に偽造行為に関与した証人に対しても、刑は前項と同様とする。

上で定められた許可証の交付に携わる公務担当者が、適法にその許可証を得ることができない者と知って、共謀して、その者に許可証を発行したときは、刑は1等加重されるべきものとする。 214, f. 155, 158

第246条 虚偽の証明書 適法に要求された業務を免れるためにまたは他人を免れさせるために、医師の (d'un médecin ou d'un officier de santé) 名義で、疾病もしくは身体障害の虚偽の証明書を作成した者は、その証明書が使用されたときは、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。

障害が存在しないことを知って障害の証明書を発行した医師または公務担当者に対しては、刑は1等加重されるべきものとする。 215, f. 159, 161

[第246条 虚偽の証明書、軍務、刑の加重 公的なもしくは私的な救助または雇用について適法に要求された業務を免れるためにもしくは他人を免れさせるために、または自ら手にいれるためにもしくは他人に手に入れさせるために、医師の名義で、疾病もしくは身体障害の虚偽の証明書を、または公務員の名義で貧困、欠勤もしくはその他の虚偽の証明書を作成した者は、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。 215条1項, f. 159, 161

偽造が陸海軍の兵役を不正に免れるためにもしくは免れさせるために犯されたときは、刑は2カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金とする。 216, f. 1872年7月27日の法律60条

そのことが存在しないことを知ってそのことの証明書を発行した医師または公務担当者に対しては、刑は2倍とする。 215条2項, f. 160](*改正草案の246条 1, 2, 3項)

第247条 軍務、刑の加重 偽造が、陸軍または海軍の兵役を不正に免除させるために犯されたときは、前条に定められた刑は1等加重されるべきものとする。

216

前項と同一の目的で、自分のためにまたは他人のために、実際の身体障害または負傷を故意に作り出した者に対しては、刑は2等加重されるべきものとする。

[第247条 真正な証明書の変造 対象または人に関して別の使用目的で真正な証書の重要な部分の変更による偽造は、前数力条に定められた虚偽証書と作成とみなされる。] 217, f. 153, 156, 161 (*改正草案の247条)

第248条 真正な証書の変造 対象または人に関して別の使用目的で真正な証書の重要な部分の変更による偽造は、前数力条に定められた偽造証書の作成とみなされる。 217, f. 153, 156, 161

[第248条 不正使用 偽造の正犯に対して定められた刑は、虚偽証書の作成には関与しなかったがそれを不正に使用した者についても同様とする。] 0, f. 153, 154, 156, 157, 161 (*改正草案の248条)

第249条 不正使用 偽造の正犯に対して定められた刑は、偽造証書の作成に関与しなかったがそれを不正に使用した者については1等減じられるべきものとする。 0, f. 153, 154, 156, 157, 161

[第249条 偽造と不正使用の併合 証書の偽造または変造の正犯または共犯でそれを不正使用した者に対しては、それらの最高刑が常に言い渡されるべきものとする。] 0 (*改正草案の249条)

第250条 未遂 本節の未遂は処罰される。 0

[第250条 未遂および共犯 本節に定められた不正使用の未遂および共犯に対しては、第237条の2規定が適用されるべきものとする。] 0 (*改正草案の250条)

第6節 偽証および鑑定書偽造について (Du faux dans les témoignages et les expertises)

[偽証, 鑑定書偽造, 虚偽の宣誓について](*改正草案の標題)

第251条 被疑者, 被告人のための偽証 刑事裁判所において予審 (instruction) または法廷 (audience) で証言するために呼び出されて、宣誓して、被疑者または被告人のために、間違った事実を肯定しもしくは真正な事実を否定しまたはそ

の他偽りの方法で、故意に虚偽の陳述をした者は、[主たる訴追の結果にかかわらず](*改正草案で追加)次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 違警罪の訴追については、刑は拘留(arrêt)および科料(amende de simple police)とする。
2. 軽罪の訴追については、刑は2カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上20円以下の罰金とする。
3. 重罪の訴追については、刑は3カ月以上2年以下の拘禁刑および10円以上40円以下の罰金とする。 218, f. 361条1項, 362, 364

第252条 刑の免除 適法な配偶者、適法な、自然的もしくは養子縁組による尊属または卑属、兄弟姉妹、伯父叔母、甥姪または同一親等の姻族のために、偽証を行った者には、刑の法定免除事由および減免が適用されるべきものとする。

1項と同様の場合に、同時に他人に対する偽証があるときは、次条の刑が適用されるべきものとする。 0

[理由のあるなしにかかわらず自らが訴追の対象となることを恐れて、真実を偽って偽証した者の場合も同様とする。](*改正草案の252条2項)

第253条 被告人に不利な偽証 偽証が被疑者または被告人に不利に行われたときは、[たとえ被疑者または被告人が無罪とされたときでも](*改正草案で追加)偽証をした証人は、次のとおり処罰されるべきものとする。

1. 違警罪については、1カ月以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上10円以下の罰金。
2. 軽罪については、6カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金。
3. 重罪については、2年以上5年以下の拘禁刑および20円以上50円以下の罰金。 220, f. 361条1項, 362, 364

第254条 同一の刑 しかし、偽証された事実により、被疑者または被告人が前の刑よりも重い重罪刑または軽罪刑を言い渡され、刑を終えた後になってからその無実が明らかにされたときは、偽証をした証人は、同一の刑を受けるべきものとする。 221条1項, f. 361条2項

偽証の被害者が、確定判決の後刑の全部を終える前に、無実であると認められたときは、偽証者は同一の刑を受けるべきものとする。この場合、裁判所は、刑の言い渡しを受けた者が実際に受けた刑の期間まで刑を減じることができる。但し、第253条に定められた刑を下回ることはできない。 221条2項 (*草案の255条が、改正草案の254条2, 3項になっている。)

第255条 死刑, 減輕 偽証の被害者が死刑に処せられた場合, 裁判を誤らせて死刑判決をもたらす意図が立証されたときに限り, 偽証者に対して死刑が言い渡されるべきものとする。反対の場合は, 偽証者は, 無期強制労働を言い渡されるべきものとする。

すべての場合において, 被害者の刑 [死刑] (*改正草案) の言い渡しが行われなかったときも, 同様とする。 222

[第255条 刑の換算 自由剥奪の刑を言い渡された偽証の被害者が, 刑の全部を終える前に無実であると認められたときは, 裁判所は, 偽証者に対して, 偽証の被害者が実際に刑を受けた期間に応じて同一の性質の刑を言い渡すべきものとする。

この刑が政策的な秩序 (ordre politique) であったときは, 偽証者に対しては普通法上の相応した刑に置き換えられるべきものとする。] (*改正草案の255条1項, 2項)

第256条 民事事件 民事事件, 商事事件または行政事件において偽証を行った者は, その事件が控訴の対象となったときは (*この条件は, 改正草案にはない), 2カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上25円以下の罰金に処せられるべきものとする。 223

関与した判決が, 最終審で判決されるべきときは, 刑は4カ月以上2年以下の拘禁刑および10円以上50円以下の罰金とする。

第257条 鑑定人, 通訳 前数カ条の規定は, 同様の区別に従って, その任務を果たすために裁判に招致されて, 故意に真実を偽りまたは変更した鑑定人 (expert) および通訳 (interprète) に適用される。 223

第257条の2 宣誓なしの証言 証言が, 宣誓をしないで単なる情報として, 被疑者の利益のためにまたはその利益に反してなされたときは, 前数カ条に定められた刑は1等減じられるべきものとする。

証人が, 宣誓をしてまたはしないで, その身分について誤っただけのときは, 刑は2等減じられるべきものとする。

原注: 本条は, 委員会の少数による提案である。

[第257条の3 証人の身分および資格に関する証言 証人が, 宣誓をしてまたは宣誓をしないで, その身分または資格について裁判を誤らせたとき, しかもその資格が主たる犯罪を構成するもしくは加重するものでないときは, その事情に応じて第251条および253条に定められた罰金が言い渡されるべきものとする。] (*改正草案で追加された257条の3)

第258条 証言の撤回 虚偽の陳述がなされた裁判所の終局判決の前に, 証言を撤回した偽証者ならびに鑑定人または通訳に対しては, 刑の法定免除事由および減免が適用されるべきものとする。 226

偽証者、鑑定人または通訳が、有効な期間内に、その撤回を控訴裁判所または破棄院に伝えたときは、同様の特権を享受すべきものとする。

[第258条 証人の服従、威嚇 (*改正草案258条1項は草案の259条と同じ。)]

証人の買収または威嚇の未遂は、常に処罰されるべきものとする。](*改正草案で追加された258条2項)

第259条 証人の買収等 買収 (corruption)、策略 (artifice) またはその他の手段により、証人、鑑定人もしくは通訳から虚偽の陳述を得た者は、前数カ条によりそれらの者に定められた刑に処せられるべきものとする。 225, f. 365

[第259条 証言の撤回 (*改正草案259条1項は、草案の258条1項と同じ)

偽証者、鑑定人または通訳が、有効な期間内に、その撤回を、異議申し立てまたは控訴がなされた裁判所に伝えたときは、同様の特権を享受すべきものとする。](*改正草案の259条2項)

[第259条の2 虚偽の決定的または補充的宣誓 裁判上の宣誓が決定的または補充的である者が、民事事件、商事事件または行政事件に召喚されて、虚偽の宣誓を行ったときは、第256条に従って処罰されるべきものとする。] 0 (*改正草案で追加された259条の2)

第7節 度量衡偽造について (Des faux poids et des fausses mesures)

第260条 度量衡の偽造、変造 度量衡を正規のものより減らして偽造または変造し、それを販売しまたは流通においた者は、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し、官庁の刻印の偽造、偽造された刻印の使用または貼付の刑の適用を妨げない。 227

[第260条 検査済度量衡の変造、検査証偽造 正規の度量衡を実際に増減して、数量を表す数字もしくは記号を変更して、または機器を不正に変更して、度量衡または当局の検印もしくは検査証を付けた計量器もしくは測定器を変造し、それらを売り、発売し、賃貸し、またはその他不正に使用した者は、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 227

たとえ正確なものであっても度量衡に関する行政当局の検印または検査証を偽造しまたは正式の検印を不正に貼付し、販売等によりそれを不正に使用した者は、第230条、232条および233条に応じて処罰されるべきものとする。 227, f. 142](*改正草案の260条1項、2項)

第261条 偽造と使用の分離 度量衡の偽造または変造に関与しなかったが、それを販売しまたは流通においただけの者は、1等減じて前条に定められた刑に処せられるべきものとする。 228

[第261条 偽造と使用の分離 偽造変造の正犯で偽造された度量衡を不正に使用しな

かった者、または偽造変造に関与しないでそれを販売しもしくは流通におきもしくは賃貸した者に対しては、前条の刑は1等減じられるべきものとする。] 228 (*改正草案の261条)

第262条 偽造度量衡の所持 偽造された度量衡を故意に所持している商人または職人は、1カ月以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し、必要な場合は、詐欺 (escroquerie) の刑の適用を妨げない。

商人または職人の要求にもとづいて偽造の度量衡を作成しまたは変造した職工に対しても、同様の刑が言い渡されるべきものとする。 229, 230

[第262条 偽造度量衡の所持 取引のため、製品を販売するためまたは仕事のために度量衡を使用する商人、農民または職人が、当局の検印もしくは検査証を付けた偽造の度量衡を故意に所持していたときは、1カ月以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し、その度量衡を不正に使用したときは第436条に定められた刑の適用を妨げない。] 229, f. 423条 1項 (*改正草案の262条)

[第262条の2 没収 偽造の度量衡は、誰の手にあろうが、没収され且つ破壊されるべきものとする。] 0, f. 423条 2項 (*改正草案で追加された262条の2)

第8節 制服、記章、資格または勲章の詐称について (De l'usurpation de costumes, insignes, qualités ou décorations)

[資格、役職、記章または勲章の詐称について] (*改正草案の標題)

第263条 制服等の不法な着用、偽の陳述 それを着用する権利をもたないで、公用の制服、法定の記章または日本のもしくは外国の勲章を公に着用した者は、2週間以上2カ月以下の単純拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。

公権力に対して行った書面によるもしくは口頭の陳述において、または証書に、公務員の資格を不法に用いた者に対しても、刑は同様とする。 231, 232, f. 259

[第263条 虚偽の陳述、制服等の不法な着用 公権力に対して行った書面によるもしくは口頭の陳述において、公式証書または登録もしくは登記により公式となる私証書に、害する意図はないが故意に、自分のものではない氏名、年齢、性、職業、住所を詐称し、または自己に属さない資格、名誉称号もしくは爵位を詐称した者は、2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し、第257条の3に定められたことはこの限りでない。

自己に属さないまたは臨時にその着用が禁じられている公式の制服、私的な服装、軍服、宗教上の衣装、法定の記章、日本のもしくは外国の勲章を公に着用した者に対

しても、同様の刑が言い渡されるべきものとする。] 231, 232, f. 259 (* 改正草案の263条)

第264条 虚偽の陳述 公権力に対して行った書面によるもしくは口頭の陳述において、偽名、虚偽の住所、虚偽の職業もしくはその権利をもたない名誉称号 (titre honorifique) を用いた者に対しては、刑は 2 円以上20円以下の罰金とする。
231

[第264条 不法な特権 それに対して権利のない利益または特典を得る目的で詐称を行った者に対しては、刑は 2 週間以上 2 カ月以下の単純拘禁刑および 4 円以上20円以下の罰金とする。但し、その不正行為により詐欺または法律により定められ且つ処罰されるその他の不法行為を行った場合は、より重い刑の適用を妨げない。] 0 (* 改正草案の264条)

[第264条の 2 公務の詐称 公務員または官庁の役人の肩書きおよび資格を詐称して、公務、司法の職務、行政の職務または軍務を行った者は、 1 カ月以上 6 カ月以下の単純拘禁刑および 5 円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し、その際に、偽造、略奪または人に対する重罪もしくは軽罪を犯したときは、より重い刑の適用を妨げない。] 0, f. 258 (* 改正草案で追加された264条の 2)

[第264条の 3 参照 他人に属する商標または証票の詐称または偽造は、特別法により処罰される。](* 改正草案で追加された264条の 3)

第 9 節 投票の偽造について (De la falsification d'un scrutin)

第265条 投票用紙の変造 投票用紙 (bulletin d'un vote ou scrutin) を大量に窃取しまたはそれに加筆して、投票用紙を不正に変造した者は、 3 カ月以上 1 年以下の単純拘禁刑および 5 円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。
233, f. 112

第266条 公務員による変造 投票の偽造が、[開票に際して、](* 改正草案) 公務員または開票の任務にあたっている者によって犯されたときは、刑は 2 年以上 5 年以下の単純拘禁刑および20円以上50円以下の罰金とする。 235, f. 111

第267条 投票結果の偽造 公式の調書を作成する際に、投票結果が偽造されたときは、刑は軽禁錮とする。 236

[投票の実施および開票に関するその他のあらゆる虚偽の公表についても前項と同様とする。](* 改正草案で追加された267条 2 項)

[第267条の 2 参照 投票に関して犯されたその他の犯罪は、特別法により定められ且つ処罰される。それらの犯罪は、また公共の平穩に対する重罪および軽罪として処罰される。](* 改正草案で追加された267条の 2)

第 章 公衆衛生に対する重罪および軽罪について (Des crimes et délits
contre la santé publique)

第 1 節 アヘンの取引および使用について (Du commerce et de l'usage de
l'opium)

第268条 アヘンの製造、輸入、販売、税関職員 吸飲のために日本においてアヘンを製造し、輸入または販売した者は、無期懲役 [有期強制労働および50円以上500円以下の罰金] (*改正草案) を言い渡されるべきものとする。 237

その職務執行に際して、アヘンの輸入を援助した税関の役人または職員に対しても、刑は同様とする。 239

第269条 吸引器具の製造、輸入、販売 アヘンを吸飲するための器具を、日本において製造し、輸入または販売した者は、重懲役 [軽懲役および4円以上100円以下の罰金] (*改正草案) に処せられるべきものとする。 238

第270条 吸引場所の提供 アヘンを吸飲するために場所を提供し、そのことにより個人的に利益を得た者は、重懲役に処せられるべきものとする。 240

[第270条 税関職員 その職務執行に際して、アヘンまたはアヘンを吸引するために器具の輸入を援助した税関の役人または職員に対しては、前2カ条に定められた刑の最高が言い渡されるべきものとする。] 239 (*改正草案の270条)

第271条 吸引教唆 アヘンを所持している者が、それを他人に無償で与えて、その使用を唆したときは、刑は軽懲役とする。 240条2項

[第271条 吸引場所の提供] (*改正草案271条は、草案の270条と同じ)

第272条 吸引 アヘンを吸飲しているところ、または吸飲により酩酊状態にあるところを現行犯として見つけれられた者は、2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 241

[第272条 吸引] (*改正草案272条1項は草案の272条と同じ、2項は草案の271条と同じ。)

第273条 アヘンまたは吸引器具の所持 吸飲するために準備されたアヘンまたは吸飲のための器具を所持しているところが見つけれられた者は、1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 242

第274条 船舶乗船者の吸引 日本の錨泊地に停泊している船舶に乗船している者が、陸地でアヘンを吸飲しているところまたは吸飲するための器具を所持してい

るところを見つげられたときは、その者は地方警察により船舶に戻され、再び陸地に降りることはできない。そうでなければ、地方警察または船長による個人的な検査を受ける。

前項の行為を繰り返した場合、または権力に反抗した場合は、錨泊地にいる期間、乗船者は、船舶が出航するまで勾留されるべきものとする。 0

[第274条2項 没収 その者が所持しているアヘンおよび吸引のための器具は、没収されるべきものとする。](*改正草案の274条2項。改正草案の274条3項は、草案の274条2項と同じ。)

第2節 飲料水の汚染について (De l'altération des eaux publiques)

第275条 飲料水の汚染 故意に且つ加害の意図で、たとえ身体に対して危険がなくても、多かれ少なかれ一定期間利用できなくなる方法で、水道、井戸、泉または公共の貯水池の飲み水を汚し、腐らせまたは汚濁させた者は、11日以上1カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上5円以下の罰金 [またはそのいずれかの刑] (*改正草案) に処せられるべきものとする。 243

第276条 有害物質による水の汚染 水の変質または腐敗が健康に有害な物質を用いて犯されたときは、刑は1カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上20円以下の罰金とする。 244

第277条 人に対して引き起こされた病気、死亡 前条の水の変質または腐敗により1人または複数の人の病気または死亡が引き起こされたときは、犯人がその結果を引き起こす意図をもっていなかったときは、第334条以下に定められた刑に照らしより重い刑が適用されるべきものとする。 245

犯人が死亡させる意図をもっていたときは、故意による毒殺の刑に処せられるべきものとする。

第3節 保健衛生法規に対する犯罪について (Des infractions aux règlements sanitaires)

第278条 伝染病：検疫期間 伝染病に感染していると推定される外国からの入港に際して、人の上陸または商品の陸揚げについての臨時的禁止に故意に違反した者は、1カ月以上1年以下の単純拘禁刑および10円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 246, f. 1822年3月3日の法律

第279条 権限ある者の怠慢：加重 前条の禁止に違反して、または権限を行使できる者を怠慢もしくは寛大さにより禁止に違反するままにさせた当該船舶の船長

もしくは航海士 (officier) に対しては、前条で定められた刑は1等加重されるべきものとする。 247

禁止を遵守させるべき特別な権限をもっている公務担当者もしくは役人については、同様の怠慢もしくは寛大さにより有罪と認められたときは、刑は前項と同様に加重されるべきものとする。 0

第280条 国内で採られた措置違反, 加重 その伝染病が既に日本にある場合に、国内でその拡大を予防するために公布された通知に関する規則に違反したときは、刑は2週間以上6カ月以下の単純拘禁刑および5円以上30円以下の罰金とする。

248

前項の違反について怠慢なもしくは寛大な公務担当者に対しては、刑は1等加重されるべきものとする。 0

第281条 動物の伝染病 動物の伝染病の場合は、馬または角をもったもしくはウール用の家畜の所有者または番人が、地方間での病気の通知を妨害するために、地方権力によって命じられまたは発せられた措置に違反したときは、11日以上2カ月以下の単純拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 249

但し、他人の動物の番人が、規則に違反して行動したことまたは自制したことが持ち主の命令によることを証明したときは、前項の刑を免除されるべきものとする。

前項の場合、刑は持ち主に言い渡されるべきものとする。

第4節 危険なまたは不衛生な産業に関する法規に対する犯罪について
(Des infractions aux règlements sur les industries dangereuses ou insalubres)

第282条 前提条件の不遵守 法規によって義務づけられている前提条件を満たさずに、当該法規によって危険または不衛生と分類されている産業の開設を始めた者は、危険な産業に関しては20円以上100円以下の罰金、不衛生な産業については10円以上50円以下が言い渡されるべきものとする。 250, f. 1791年9月21日の法律, 1810年10月15日, 1866年12月31日および1878年5月7日のデクレ

第283条 継続的条件の不遵守 正式に許可された開設の途中で、定められた安全または衛生に関する条件を遵守しなかったときは、前条に定められた刑が1等減じて適用されるべきものとする。 251

第284条 身体の損傷 いずれの場合においても、犯罪の結果、殺人または身体の

損傷を招いたときは、過失による殺人および身体損傷について第353条以下に定められた刑に照らしてより重い刑が適用されるべきものとする。 252

第5節 埋葬に関する法規に対する犯罪について (Des infractions aux règlements sur les inhumations)

第285条 埋葬, 例外 権限のある機関の特別な許可なしに, 墓地に割り当てられた場所以外の所で埋葬を行った者は, 10円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 425条13号, f. 558, 1808年6月12日のデクレ

死体を公共の墓地に運ぶことが困難または危険な緊急の埋葬の場合は, この限りでない。但し, 直ちにそのことを地方官庁に届けなければならない。

第6節 有害な食品の販売について (De la vente des denrées nuisibles)

第286条 有害物質の混合 健康に有害な物質を添加または混合して人の用に供される飲料水または食品を, 故意に販売しまたは発売した者は, 3円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。 253

裁判所は, さらに, 刑を言い渡された者の費用で, 判決の掲示および地方紙に判決の要約の掲載を命じることができる。 0

混ぜ物をした食品または飲料水は破棄されるべきものとする。 0, f. 318, 423, 1851年3月27日 4月1日の法律

第286条の2 身体障害の惹起 前条の食品または飲料の使用により, 身体に障害が起こったときは, 刑は次のとおりとする。

1. 20日以上 の病気または永久の身体障害の場合は, 4カ月以上4年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上100円以下の罰金。

2. 死亡の場合は, 2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および50円以上200円以下の罰金。 0

原注: 本条は委員会の少数により提案された条文である。

第287条 有害物質の販売 有害物質を販売するために制定された特別な規則に従わずに, 有害なまたは有毒な物質を販売した薬剤師または薬品店は, 4円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。 254, f. 1845年7月15日の法律, 1846年10月29日のオルドナンス

前項の物質の販売が, 商売を許可されていない者によってなされたときは, 刑は [5円以上50円以下とする] (*改正草案) 1等加重されるべきものとする。 0

第288条 身体障害の惹起 前数カ条に定められた場合に, それらの物質の販売が

人の死または病気を引き起こしたときは、過失による殺人または傷害の刑に照らしより重い刑が適用されるべきものとする。 255

第 7 節 医業の不法な執行について (De l'exercice illégal de la médecine)

第289条 無許可医業 規則により必要とされる許可を得ないで、たとえ無料であっても、日常的に医業、外科医または出産技術を執行した者は、11日以上2カ月以下の単純拘禁刑または5円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。

256, f. 1803年3月10日の法律35条および36条

第290条 身体傷害の惹起 治療または手術の結果、身体について障害を引き起こしたときは、身体傷害または過失による殺人の刑に照らしより重い刑が適用されるべきものとする。 257

第 章 公衆道徳および宗教的な敬意に対する軽罪について (Des délits contre la morale publique et le respect dû aux cultes)

第291条 公然猥褻 公の場所または公衆の面前で、故意に猥褻行為 (acte contraire à la pudeur) を行った者は、2週間以上2カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 258, f. 330

第292条 猥褻物販売, 流布 猥褻な (obscène) 表象, 図画もしくは図柄またはなんらかの猥褻な性質 (nature à offenser la pudeur) をもったその他の物を、公に販売または販売に供した者は、11日以上1カ月以下の [労働を伴った] (* 改正草案) 拘禁刑および3円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の物の単なる秘密の流布, 貸借もしくは販売は、3円以上30円以下の罰金だけが言い渡されるべきものとする。

前2項の場合、猥褻物は解体されるべきものとする。 259, f. 1881年7月29日の法律, 1882年8月2日の法律

第293条 賭博 個人的な利益を得るために、その者の住居または公の場所において、賭博 (jeu de hasard) を行った者は、1カ月以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 260, f. 410, 475条5項

[賭博の利益を共有するために賭博者の会を作った者に対しては、前項と同様の刑が言い渡されるべきものとする。] 260 (* 改正草案で追加された293条2項)

第294条 賭博の現行犯, 例外 前条の情况において、賭博の現行犯として見つけられた者は、2週間以上2カ月以下の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以

下の罰金にに処せられるべきものとする。

賭け金(enjeu)は没収されるべきものとする。

もっぱら無償の賭博または一時の飲食に供する物および単なる楽しみに供する物を対象とした賭博は、本条の規定から除外される。 261

第295条 富くじ 許可なしに公に富くじ(loterie)を行いまは富札(billet)の販売に関与した者は、第293条に定められた刑を受けるべきものとする。 262, f. 1836年5月21日の法律

[富札の販売によって生じた金額は、それが現物で見つかったときは、押収され且つ没収されるべきものとする。現物で見つからなかったときは、富くじを主催した者または主たる仲介人は、再現されない金額に等しい罰金を国庫に支払うべきことが言い渡されるべきものとする。但し、既にくじ引きが行われて賞金が引き渡されたときは、没収すべき金額につきその額が差し引かれるべきものとする。

許可されていない慈善の富くじについては、主催者および主たる仲介人は、第293条に定められた罰金だけが言い渡されるべきものとする。富札の販売によって獲得された金額は没収されるべきものとする。但し、行政機関は、その金額の全部または一部を、それが割り当てられていた事業に充当することができる。](*改正草案で追加された295条2項, 3項)

第296条 礼拝に対する公然の侮辱、信仰行為の妨害、刑の加重 寺院、墓地または宗教的なその他の場所で、日本において認められまたは許可されている宗教を、故意に、公然と侮辱した者は、11日以上2カ月以下の単純拘禁刑および2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項と同一の場所で、なんらかの宗教上の公的もしくは個人的な信仰行為に対し故意に妨害しまたは邪魔をしたときは、刑は1カ月以上3カ月以下の単純拘禁刑および5円以上20円以下の罰金とする。 263, f. 260条から264条

当該軽罪が結合した複数の者によってまたは他の宗教の僧侶によって犯されたときは、前2項の刑は1等加重されるべきものとする。 0

第297条 墓の侵害 死体または死体を入れてある棺を発掘して墓をあばいたことにより有罪とされた者は、3カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上25円以下の罰金に処せられるべきものとする。

有罪と認められた者が、死体を移動させまたは損壊したときは、刑は2年以上5年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金とする。 265, f.

360

[前2項の犯罪が、皇族の墳墓に対して犯されたときは、前2項の刑は2等加重されるべきものとする。](*改正草案で追加された297条3項)

本条の軽罪の未遂は処罰される。 266

第 章 商業の自由および工業もしくは農業労働の自由に対する軽罪について (Des délits contre la liberté du commerce et du travail industriel ou agricole)

第298条 食料品の売買妨害 個人に対する重大な脅迫または暴行により、米もしくは一般に使用され且つ必要不可欠なその他の食料生産物、油、石炭または暖房用もしくは建設用の木材の積み込みまたは積み降ろし、流通または売買を妨害した者は、1カ月以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上25円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の軽罪が、本条に定められていないその他の食料品または商品に関して犯されたときは、刑は1等減じられるべきものとする。 267

第299条 入札妨害 動産もしくは不動産の競売 (enchère) の入札 (adjudication) に際して、または納入、工事もしくはなんらかの請負の値引きの入札に際して、暴行または書面によるもしくは口頭での重大な脅迫により、[不正な操作により](*改正草案)、競売 [もしくは入札](*改正草案) の自由を妨害した者は、2週間以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 268, f. 412

国家または政府によって行われた入札については、前項の刑は1等加重されるべきものとする。 0

第300条 賃上げのための労働妨害 給料を上げさせまたは[農業、](*改正草案) 工業もしくは商業の労働条件を変更させる目的で、他の労働者または経営者に対して[協力して](*改正草案) 暴行または重大な脅迫 [もしくは不正な操作] を行い、一つまたは複数の施設における労働を妨害した労働者、現場監督または作業場の長は、11日以上2カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上5円以下の罰金に処せられるべきものとする。 269, 270, f. 414, 415, 416

第301条 賃下げのための労働妨害 給料を下げさせまたは労働条件を変更させる目的で、労働を妨害する方法により、労働者または他の経営者、請負人もしくは商業施設の長に対して[協力して](*改正草案) 暴行または重大な脅迫 [もしくは不正な操作](*改正草案) を行った経営者、請負人または商業施設の長は、2週間以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 271, f. 414条から416条

第302条 商品破壊、より重い刑 同様の情況のもとで、食料品の破壊がなされた

ときは、第470条の規定が適用されるべきものとする。 0

[第302条 より重い刑 本節に定められた状況のもとで、食料品、商品もしくは機械の破壊がなされたときは、前数力条の刑より重い刑が定められているときは、第471条に定められた刑が適用されるべきものとする。

暴行および脅迫に対する通常の刑がより重い場合は、その刑が適用されるべきものとする。](*改正草案の302条1項, 2項)

第303条 偽の情報 偽の情報をういてまたはその他の詐術 (manoeuvres frauduleuses) により、第298条1項に定められた商品にわざと値上げまたは値下げをもたらした者は、10円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。 272, f. 419, 420

第 章 公務員がその職務執行の際に犯した重罪および軽罪について (Des crimes et délits commis par les fonctionnaires publics dans l'exercice de leurs fonctions)

第1節 国事に対する公務員の重罪および軽罪について (Des crimes et délits des fonctionnaires contre la chose publique)

第304条 法律執行違反 その権限に属する公権力の法律もしくは規則を公布し、執行しもしくは執行させることに故意に違反し、または他の公務員によるその公布もしくは執行を妨害したなんらかの地位もしくは資格に就いている公務員は、2カ月以上6カ月以下の単純拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 273

複数の公務員が共同して前項の犯罪を犯したときは、刑は1等加重されるべきものとする。 0, f. 124

第305条 反乱鎮圧違反 公の武力を要請しもしくは指揮する権利をもった公務員が、反乱 (mouvement insurrectionnel), 暴動 (sédition armée) または権力に対する反逆 (rébellion contre l'autorité) を鎮圧するために、公の武力を故意に要請せずまたは行使しなかったときは、2年以上5年以下の単純拘禁刑および20円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。 274

前項の不作为が反逆者と共謀の結果行われたときは、[刑がより重くなければならない場合は] (*改正草案) 不作为者は反逆者の犯罪の共同正犯として処罰されるべきものとする。 0, f. 125

第306条 公の武力の違法な行使 前条の公務員が、法律、規則もしくは上級官庁により採られた措置の執行を妨害するために公の武力を要請しまたは行使したと

きは、刑は輕禁錮とする。

前項の武力行使の結果、他の正規軍または市民との衝突を招いたときは、刑は重禁錮とする。

但し、すべての場合において、第134条、135条、136条および137条に定められた重罪の対象である反乱または暴動の指導者または関与者に対して定められたより重い刑の適用を妨げない。 0, f. 188条から191条

第307条 合議による任務放棄 2人または複数の公務員がその任務の放棄を合議して、なんらかの公務の遂行を故意に行わせなかったときは、その公務員は、1カ月以上3カ月以下の単純拘禁刑および5円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。 0, f. 126

第308条 職務の不当な延長 その者に対して正式に認められた停職の後も、その職にとどまり、その資格において当該職務行為を行った公務員は、1カ月以上6カ月以下の単純拘禁刑および5円以上30円以下の罰金に処せられるべきものとする。

その任務が与えられていた期間の経過後も、または罷免もしくは任意の辞職が認められた後も、その職務の執行を続けた者に対しても、前項と同様の刑が適用されるべきものとする。 0, f. 197

[その措置が別の機関に属することを知りながら、故意に且つ絶対的な必要もなしに、命令措置または禁止措置をとった公務員に対しては、前項の刑が適用されるべきものとする。](*改正草案で追加された308条3項) 0, f. 127条から131条

第309条 禁止された商業行為 個人の名において、偽名もしくは名義貸与の名において、その職務の管轄地域内で、米、絹、油、石炭、暖房用もしくは建設用の木材に適用される商業行為を[露骨にもしくは仮装の行為により](*改正草案で追加) 行った府または県の行政担当の公務員は、50円以上500円以下の罰金に処せられるべきものとする。 275, f. 176

本条の規定は、当該公務員が、その管轄地域において、その物があるなんらかの場所で、自己の所有または耕作からのなんらかの産物を販売できることを妨げない。

第2節 個人に対する公務員の重罪および軽罪について (Des crimes et délits des fonctionnaires contre les personnes)

第310条 権限濫用 公務員の身分において行動して、個人に対して要求する権利のない行為の遂行を個人に対して恣意的に命じ、または不正に且つ悪意で個人の

適法な権利もしくは能力の行使を妨害した公務員は、11日以上2カ月以下の単純拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。276, f. 114条1項

第311条 不当逮捕 現行犯以外の場合に、法律により定められた手続きおよびその他の規則および条件を遵守しないで、個人を逮捕しまたは逮捕させた司法警察官または行政警察官は、不法逮捕を犯したことで有罪とされ、その事実だけで、2週間以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上20円以下の罰金に処せられるべきものとする。278, f. 114

第312条 違法な勾留 公務員または役人の行為もしくは不注意により、逮捕の結果、違法な勾留(détention illégale)がなされたときは、その公務員または役人に対しては、個人によって犯された監禁(séquestration)について定められた刑が1等加重して適用されるべきものとする。278, f. 114 (*草案312条は、改正草案の311条2項になっている。)

[第312条 裁判官の違法な命令 いかなる自由剥奪も科せられないまたは法律に従って尋問を受けることがないと知りながら個人の勾留を命じまたは維持した予審裁判官またはその他の裁判官は、前条に定められた区別に従って前条に定められた刑に処せられるべきものとする。] 0, f. 114条2項, 121条および122条参照 (*改正草案の312条)

第313条 刑務所における違法な受理, 勾留 判決, 令状またはその他逮捕の合法的な命令を提示させないで囚人を受け取り且つ勾留した刑務所(prison)またはその他の行刑施設(établissement pénitentiaire)の看守長は、不法勾留により有罪とみなされ、前条に定められたとおり処罰されるべきものとする。

前項の看守長が、刑事訴訟法典に定められた手続きを遵守しないで、現行犯として逮捕された者を受け取り且つ勾留したときも同様とする。279, f. 120

第314条 違法な勾留 仮釈放または終局的釈放について定められた期間の経過後、刑の言い渡しを受けた者または被疑者を故意に勾留した行刑施設の看守長は、前条と同一の刑に処せられるべきものとする。279, f. 120 (*草案314条は、改正草案の313条2項となっている。)

第315条 違法勾留についての無視 刑務所における違法勾留もしくは私人の家における監禁の存在を知らされて、そのことについて権限のある場合に、それを直ちに確認し且つ立証することを拒みまたは無視し、それを阻止しなかった、または権限のない場合にはそのことを権限のある当局に知らせなかった司法警察または行政警察に属する公務員は、1カ月以上6カ月以下[1カ月以上4カ月以下](*)

改正草案)の労働を伴った拘禁刑および3円以上30円以下[4円以上20円以下](*改正草案)の罰金に処せられるべきものとする。 277, f. 119 (*草案315条は,改正草案の314条となっている。)

[第315条 囚人に対する虐待 囚人から食物または必要な衣服を奪い,または囚人に暴力をふるい,懲戒規定により認められていない虐待を行った警察官,看守または護送人は,3カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および4円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し,その結果身体的損傷または永久的な身体障害が生じた場合は,より重い刑の適用を妨げない。] 280 (*改正草案の315条)

第316条 自白を得るための暴行, 自白(aveu)もしくは供述(déclaration)を得るために被疑者(inculpé)に対して暴行または虐待を行いまたは行わせた裁判官,検察官または警察官は,6カ月以上3年以下[4カ月以上4年以下](*改正草案)の労働を伴った拘禁刑および20円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し,必要な場合には,故意による打撲または傷害について定められたより重い刑の適用を妨げない。 282

前項と同一の目的で,暴行または虐待をするという脅迫だけが行われたときは,刑は2カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金とする。 0 (*草案316条2項は,改正草案の317条となっている。)

第317条 看守 囚人に対して同一の軽罪により有罪と認められた刑務所の看守または囚人の護送人に対しても,同様の刑が言い渡されるべきものとする。 0

第318条 裁判拒否 たとえ管轄外であっても,自己に委ねられた事件について裁判するに際して,上級官庁の請求から2週間経っても,適法な弁明なしに,本案または管轄権について判決することを拒みまたは無視した民事もしくは行政裁判官,刑事もしくは軍事裁判官は,10円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。

重罪事件または軽罪事件が問題の場合に,被疑者が未決拘禁されている(détenu préventivement)ときは,不注意な裁判官は,さらに,2週間以上3カ月以下の拘禁刑を受けるべきものとする。 283, f. 185

第319条 収賄 買収の目的で,直接もしくは間接に,贈り物を受け取り,または提供されもしくは贈られた金銭,財産またはその他なんらかの利益の提供もしくは約束に同意した行政組織もしくは司法組織の公務員または仲裁人は,その事実だけで,2カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上40円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項の利益により,公務員が,不法な行為を行い,または行うべき行為を行わ

なかったときは、刑は1等加重されるべきものとする。但し、行った不法行為または行わなかった行為の重大さに従って、より重い刑に処すことを妨げない。

284, 285

第320条 同前 贈り物を受け取りまたは約束に同意して、被告人 (inculpé) の利益にまたは不利益に判決を下した重罪事件における (en matière pénale) 裁判官または陪審員は、3カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。

下された判決が違法で且つ被告人の利益になるときは、拘禁刑は4カ月以上3年以下とし、罰金は30円以上60円以下とする。

下された判決が違法で且つ被告人の不利益になるときは、拘禁刑は2年以上5年以下とし、罰金は40円以上100円以下とする。

但し、前項の場合、被告人に言い渡された刑がより重いときは、買収により有罪と認められた裁判官または陪審員には、第254条および255条が適用されるべきものとする。 286, f. 177, 178, 181, 182

[第320条 同前 贈り物を受け取りまたは約束に同意して、たとえ適法であっても、事件の本案について判決を下した重罪事件における裁判官または陪審員は、3カ月以上2年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上50円以下の処せられるべきものとする。

下された判決が違法で且つ被告人の利益となるときは、拘禁刑は6カ月以上3年以下とし、罰金は30円以上75円以下とする。](*改正草案の320条1項および2項。320条3項, 4項は草案の3項, 4項と同じ。)

第321条 好意または憎悪 特別な好意もしくは保護により、憎悪もしくは意地悪により、被告人の利益にまたは被告人の利益に反して、違法な決定または宣告を行った重罪事件における裁判官または陪審員には、前条2項から4項に定められた刑が適用されるべきものとする。 287, f. 183

第322条 贈賄者の刑 公務員、仲裁人または陪審員を買収する手段として用いられた贈り物もしくは約束をした正犯は、同様の区別に従って、公務員、仲裁人または陪審員に定められた刑で処罰されるべきものとする。 0

[贈賄の未遂は処罰される。](*改正草案で追加された322条2項。) 0, f. 179

第323条 没収 すべての場合において、買収の手段として贈られまたは受け取られた金銭もしくは財産が、現物として買収された公務員の手存在するときは、それらの物は没収されるべきものとする。存在しないときは、存在しない物と同額の刑 [罰金] を言い渡されるべきものとする。 288, f. 160

第3節 国家または個人の財産に対する公務員の重罪および軽罪について (Des crimes et délits des fonctionnaires contre les biens, soit de l'Etat, soit des particuliers)

第324条 窃取, 横領 職務により所持する金銭もしくは財産の全部または一部を窃取しまたは横領した公金の会計係, 国家または官庁に属する食品もしくはなんらかの物の保管者または管理人は, 2等加重された窃盗 (vol clandestin) の刑に処せられるべきものとする。但し, それらの者が, 職務に関する証書, 帳簿または文書を偽造したときは, 文書偽造の刑に処すことを妨げない。 289, f. 169条以下

[第324条 窃取, 横領] (*改正草案の324条1項は草案の324条本文と同じ。324条2項は草案の325条と同じ。324条3項は草案の324条但し書きと同じ。)

第325条 使用人の窃取, 横領 自らには公務員ならびにその奉仕者の資格はないが, 窃取同様の正犯である前条の会計係の使用人または係員は, 1等加重された窃盗の刑に処せられるべきものとする。 0

[第325条 不法な利益 その資格により契約もしくは競売, 労働もしくは供給契約の監督, および一般に国家の財産にかかわる行為の監督の任にあるすべての公務員, 公務担当者であって, 当該行為について金銭的もしくは相当な利益を金銭で受け取った者は, 1カ月以上6カ月以下の労働を伴った拘禁刑およびその者が得た利益の4分の1以上2分の1以下に相当する罰金に処せられるべきものとする。但し, 第323条に定められたとおり当該利益を没収することを妨げない。] (*改正草案の325条) 0, f. 175

第326条 公金横領 租税, 料金, なんらかの収入, または国家もしくは官庁に支払われるべき資金の徴収の任にある公務員, 職員または使用人が, その全部または一部が支払われるべきでない金銭もしくは財産を, 横領する目的で, 故意に支払わせまたは受領したときは, それらの者は, 3カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および5円以上50円以下の罰金に処せられるべきものとする。 290, f. 174条1項, 2項

[正規の受領につき権限がある会計係が不正な受領について交付にかかわっただけの場合にも, 前項と同一の刑が適用されるべきものとする。] (*改正草案で追加された326条2項) 0

[第326条の2 未遂 本節に定められた軽罪の未遂は処罰される。] 0, f. 174条3項 (*改正草案で追加された326条の2)